令 和 ３ 年 ９ 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

（令和３年９月８日提出）

番　　号	事　　件　　名	ページ
議案第７０号	五島市附属機関の設置等に関する条例の制定について	1
議案第７１号	五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	27
議案第７２号	五島市税条例の一部改正について	29
議案第７３号	五島市立保育事業所条例の一部改正について	31
議案第７４号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	33
議案第７５号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	36
議案第７６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	38
議案第７７号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	40
議案第７８号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	42
議案第７９号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	44
議案第８０号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	46
議案第８１号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	48
議案第８２号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	51
議案第８３号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	54
議案第８４号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	58

議案第８５号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	61
議案第８６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	66
議案第８７号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	71
議案第８８号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	76
議案第８９号	過疎地域持続的発展計画の策定について	81
議案第９０号	工事請負契約の締結について	82
議案第９１号	公有水面埋立てに関する意見について	83
議案第９２号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	92
議案第９３号	五島市教育委員会委員の任命について	100
議案第９４号	人権擁護委員の候補者の推薦について	102
議案第９５号	人権擁護委員の候補者の推薦について	104
議案第９６号	人権擁護委員の候補者の推薦について	106
議案第９７号	令和３年度五島市一般会計補正予算（第５号）	別冊
議案第９８号	令和３年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第９９号	令和３年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第 100 号	令和３年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	別冊
議案第 101 号	令和３年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第２号）	別冊

議案第 102 号	令和３年度五島市水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議案第 103 号	令和２年度五島市一般会計歳入歳出決算	別冊
議案第 104 号	令和２年度五島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 105 号	令和２年度五島市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 106 号	令和２年度五島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 107 号	令和２年度五島市診療所事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 108 号	令和２年度五島市大浜財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 109 号	令和２年度五島市本山財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 110 号	令和２年度五島市下水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 111 号	令和２年度五島市公設小売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 112 号	令和２年度五島市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 113 号	令和２年度五島市交通船事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 114 号	令和２年度五島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 115 号	令和２年度五島市水道事業会計剰余金の処分及び決算	別冊
報告第１５号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	108
報告第１６号	専決処分の報告について（令和３年度五島市一般会計補正予算（第３号））	別冊
報告第１７号	専決処分の報告について（令和３年度五島市一般会計補正予算（第４号））	別冊

報告第１８号	一般社団法人五島市農林総合開発公社の経営状況について	別冊
報告第１９号	五島風力発電株式会社の経営状況について	別冊
報告第２０号	令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第２１号	令和２年度五島市一般会計継続費精算について	別冊

議案第７０号

五島市附属機関の設置等に関する条例の制定について

五島市附属機関の設置等に関する条例案を次のとおり提出する。

令和３年９月８日

五島市長　野　口　市太郎

五島市附属機関の設置等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法律又はこれに基づく政令の規定により別に定めるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１４条その他法律の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第２条　執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に定める附属機関を設置し、又は組織する。

（所掌事務）

第３条　附属機関の所掌事務は、別表の附属機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第４条　附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の定数は、別表の附属機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定数の欄に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

３　委員等又は臨時委員等は、学識経験を有する者その他のそれぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第５条　委員等の任期は、別表の附属機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表

の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、任期中であっても、特定の職にあることをもって委嘱し、又は任命する委員等がその職を離れたときは、委員等の職を失うものとする。

２　特別の定めがある場合を除き、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員等は、再任されることができる。

４　臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

５　執行機関は、第１項本文の規定にかかわらず、委員等が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、委員等に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときその他の特別の理由があると認めるときは、同項の期間中であっても委員等の職を解くことができる。

（部会等）

第６条　附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができる。

（意見の聴取等）

第７条　附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

（審議結果の答申等）

第８条　附属機関は、調停、審査、審議又は調査等が終わったときは、速やかにその結果を執行機関（五島市情報公開・個人情報保護審査会にあっては、諮問した実施機関（五島市情報公開条例（平成１６年五島市条例第１６号。以下「情報公開条例」という。）第２条第１号及び五島市個人情報保護条例（平成１８年五島市条例第３号。以下「個人情報保護条例」という。）第２条第４号に規定する実施機関をいう。）（以下「諮問実施機関」という。））に答申し、又は報告しなければならない。

（秘密保持義務）

第９条　委員等又は臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

（五島市情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等）

第１１条　五島市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において単に「審査会」という。）は、情報公開条例第１７条第１項、個人情報保護条例第３９条第１項及び五島市特定個人情報保護条例（平成２７年五島市条例第３７号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第３８条第１項の規定により諮問を受けた事項（以下「不服申立事件」という。）の調査及び審議に関し、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書（情報公開条例第１２条第１項に規定する開示決定等に係る公文書をいう。以下同じ。）、保有個人情報（個人情報保護条例第１９条第１項、第２９条第１項又は第３７条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）又は保有特定個人情報（特定個人情報保護条例第１８条第１項、第２８条第１項又は第３６条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有特定個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

２　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報、保有個人情報又は保有特定個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

５　審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がな

いと認めるときは、この限りでない。

6　前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

7　不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

8　不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

9　前項の規定による閲覧及び写しの交付は、無料とする。

（五島市行政不服審査会及び五島市情報公開・個人情報保護審査会の秘密保持義務に係る罰則）

第１２条　五島市行政不服審査会及び五島市情報公開・個人情報保護審査会の委員で第９条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる機関（以下「旧附属機関」という。）の委員等であった者は、施行日において第４条第３項の規定により同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員等として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、旧附属機関の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

五島市行政改革推進委員会条例（平成１６年五島市条例第１４号）	五島市行政改革推進委員会	五島市行政改革推進委員会
五島市自主制作番組審議会条例	五島市自主制作番組審	五島市自主制作番組審

（平成１８年五島市条例第３８号）	議会	議会
五島市地籍調査推進委員会条例（平成１６年五島市条例第１９７号）	五島市地籍調査推進委員会	五島市地籍調査推進委員会
五島市有財産評価委員会条例（平成１６年五島市条例第５５号）	五島市有財産評価委員会	五島市有財産評価委員会
五島市行政不服審査会条例（平成２８年五島市条例第８号）	五島市行政不服審査会	五島市行政不服審査会
五島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１８年五島市条例第４号）	五島市情報公開・個人情報保護審査会	五島市情報公開・個人情報保護審査会
五島市住居表示に関する条例（平成１６年五島市条例第１９号）	五島市住居表示審議会	五島市住居表示審議会
五島市議員報酬及び特別職給料審議会条例（平成１６年五島市条例第４０号）	五島市議員報酬及び特別職給料審議会	五島市議員報酬及び特別職給料審議会
五島市交通安全対策会議条例（平成１６年五島市条例第１３７号）	五島市交通安全対策会議	五島市交通安全対策会議
五島市交通安全の保持に関する条例（平成１６年五島市条例第１３８号）	五島市交通安全対策協議会	五島市交通安全対策協議会
五島市安全・安心まちづくり推進条例（平成１９年五島市条例第４０号）	五島市安全・安心まちづくり推進協議会	五島市安全・安心まちづくり推進協議会
五島市いじめ問題調査委員会条例（平成２６年五島市条例第４１号）	五島市いじめ問題調査委員会	五島市いじめ問題調査委員会
五島市防災会議条例（平成１６年五島市条例第２５６号）	五島市防災会議	五島市防災会議
五島市国民保護協議会条例（平成１８年五島市条例第７号）	五島市国民保護協議会	五島市国民保護協議会
五島市国民健康保険条例（平成１６年五島市条例第１３３号）	五島市国民健康保険運営協議会	五島市国民健康保険運営協議会
五島市立社会福祉施設民間移譲先選定委員会条例（平成１７年五島市条例第７９号）	五島市立社会福祉施設民間移譲先選定委員会	五島市立社会福祉施設民間移譲先選定委員会
五島市地域福祉計画策定委員会条例（平成１９年五島市条例第１２号）	五島市地域福祉計画策定委員会	五島市地域福祉計画策定委員会

五島市次世代育成支援行動計画策定委員会条例（平成２１年五島市条例第２８号）	五島市次世代育成支援行動計画策定委員会	五島市次世代育成支援行動計画策定委員会
五島市子ども・子育て会議条例（平成２５年五島市条例第２８号）	五島市子ども・子育て会議	五島市子ども・子育て会議
五島市児童遊園条例（平成１６年五島市条例第１００号）	五島市児童遊園運営協議会	五島市児童遊園運営協議会
五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会条例（平成１６年五島市条例第１０２号）	五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会	五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会
五島市老人ホーム入所判定委員会条例（平成１９年五島市条例第１３号）	五島市老人ホーム入所判定委員会	五島市老人ホーム入所判定委員会
五島市障がい者福祉計画策定協議会条例（平成１６年五島市条例第１１５号）	五島市障がい者福祉計画策定協議会	五島市自立支援協議会
五島市障害支援区分認定審査会条例（平成１８年五島市条例第３０号）	五島市障害支援区分認定審査会	五島市障害支援区分認定審査会
五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例（平成１６年五島市条例第１０８号）	五島市生活支援ハウス利用者判定委員会	五島市生活支援ハウス利用者判定委員会
五島市介護保険条例（平成１６年五島市条例第１３６号）	五島市介護認定審査会	五島市介護認定審査会
五島市保健対策推進協議会条例（平成１６年五島市条例第１１７号）	五島市保健対策推進協議会	五島市保健対策推進協議会
五島市食育推進会議条例（平成２３年五島市条例第１３号）	五島市食育推進会議	五島市食育推進会議
五島市立診療所運営協議会条例（平成１６年五島市条例第１２１号）	五島市立診療所運営協議会	五島市立診療所運営協議会
五島市医療提供体制のあり方検討委員会条例（平成２１年五島市条例第４１号）	五島市医療提供体制のあり方検討委員会	五島市医療提供体制のあり方検討委員会
五島市予防接種健康被害調査委員会条例（平成１６年五島市条例第１２２号）	五島市予防接種健康被害調査委員会	五島市予防接種健康被害調査委員会
五島市男女共同参画審議会条例（平成１７年五島市条例第７１号）	五島市男女共同参画審議会	五島市男女共同参画審議会

五島市廃棄物処理施設環境対策審議会条例（平成１７年五島市条例第４９号）	五島市廃棄物処理施設環境対策審議会	五島市廃棄物処理施設環境対策審議会
五島市農業振興協議会条例（平成１６年五島市条例第１５９号）	五島市農業振興協議会	五島市農業振興地域整備計画審議会
五島市農村地域工業等導入促進審議会条例（平成１７年五島市条例第５１号）	五島市農村地域工業等導入促進審議会	五島市農村地域工業等導入促進審議会
五島市企業立地及び雇用促進条例（平成１６年五島市条例第１４１号）	五島市企業立地雇用促進審議会	五島市企業立地雇用促進審議会
五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例（平成２９年五島市条例第３５号）	五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会	五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会
五島市営住宅入居者選考委員会条例（平成１６年五島市条例第２００号）	五島市営住宅入居者選考委員会	五島市営住宅入居者選考委員会
五島市福江港整備促進委員会条例（平成１６年五島市条例第２０６号）	五島市福江港整備促進委員会	五島市福江港整備促進委員会
五島市都市計画審議会条例（平成１６年五島市条例第２１０号）	五島市都市計画審議会	五島市都市計画審議会
五島市景観条例（平成２１年五島市条例第４６号）	五島市景観審議会	五島市景観審議会
五島市青少年問題協議会条例（平成１６年五島市条例第２２２号）	五島市青少年問題協議会	五島市青少年問題協議会
五島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例（平成１６年五島市条例第２５９号）	五島市消防賞じゅつ金等審査委員会	五島市消防賞じゅつ金等審査委員会
五島市教育振興協議会条例（平成２１年五島市条例第１４号）	五島市教育振興協議会	五島市教育振興協議会
五島市奨学生審議委員会条例（平成２９年五島市条例第２６号）	五島市奨学生審議委員会	五島市奨学生審議委員会
五島市就学支援委員会条例（平成１６年五島市条例第２１３号）	五島市就学支援委員会	五島市就学支援委員会
五島市生涯学習推進協議会条例（平成１６年五島市条例第２２１号）	五島市生涯学習推進協議会	五島市生涯学習推進協議会
五島市社会教育委員条例（平成１６年五島市条例第２２３号）	五島市社会教育委員	五島市社会教育委員

五島市公民館条例（平成１６年五島市条例第２２４号）	五島市公民館運営審議会	五島市公民館運営審議会
五島市文化財保護条例（平成１６年五島市条例第２５５号）	五島市文化財保護審議会	五島市文化財保護審議会
五島市立学校給食共同調理場条例（平成１６年五島市条例第２１７号）	五島市立学校給食共同調理場運営委員会	五島市立学校給食共同調理場運営委員会
五島市勤労福祉センター条例（平成１６年五島市条例第１４０号）	五島市働く婦人の家運営委員会	五島市働く婦人の家運営委員会
五島市勤労福祉センター条例	五島市勤労青少年ホーム運営委員会	五島市勤労青少年ホーム運営委員会
五島市五島観光歴史資料館条例（平成１６年五島市条例第２５３号）	五島市五島観光歴史資料館運営委員会	五島市五島観光歴史資料館運営委員会
五島市立図書館条例（平成１６年五島市条例第２２６号）	五島市立図書館協議会	五島市立図書館協議会
五島市水道施設整備事業評価委員会条例（平成２０年五島市条例第４７号）	五島市水道施設整備事業評価委員会	五島市水道施設整備事業評価委員会

３　この条例の施行前に旧附属機関にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査審議の手続は新附属機関がした調査審議の手続とみなす。

４　旧附属機関の委員等又は臨時委員等であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（委員等の任期の特例）

５　この条例の施行後、次の各号に掲げる附属機関の委員等として最初に委嘱され、又は任命される者の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、当該各号に定める日までとする。

(1)　五島市まち・ひと・しごと創生推進会議　令和５年７月３１日

(2)　五島市福祉有償運送運営協議会　令和４年６月３０日

(3)　五島市農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会　令和５年３月３１日

(4)　五島市人・農地プラン検討会　令和４年３月３１日

(5)　五島市空家等対策協議会　令和５年３月３１日

（五島市行政改革推進委員会条例等の廃止）

６　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　五島市行政改革推進委員会条例

(2)　五島市議員報酬及び特別職給料審議会条例

(3)　五島市有財産評価委員会条例

(4)　五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会条例

(5)　五島市障がい者福祉計画策定協議会条例

(6)　五島市保健対策推進協議会条例

(7)　五島市立診療所運営協議会条例

(8)　五島市予防接種健康被害調査委員会条例

(9)　五島市交通安全対策会議条例

(10)　五島市交通安全の保持に関する条例

(11)　五島市農業振興協議会条例

(12)　五島市地籍調査推進委員会条例

(13)　五島市営住宅入居者選考委員会条例

(14)　五島市福江港整備促進委員会条例

(15)　五島市都市計画審議会条例

(16)　五島市就学支援委員会条例

(17)　五島市生涯学習推進協議会条例

(18)　五島市青少年問題協議会条例

(19)　五島市社会教育委員条例

(20)　五島市防災会議条例

(21)　五島市水産業振興協議会条例（平成１６年五島市条例第２７６号）

(22)　五島市廃棄物処理施設環境対策審議会条例

(23)　五島市青果卸売市場整備促進協議会条例（平成１７年五島市条例第５０号）

(24)　五島市農村地域工業等導入促進審議会条例

(25)　五島市男女共同参画審議会条例

(26)　五島市立社会福祉施設民間移譲先選定委員会条例

(27)　五島市情報公開・個人情報保護審査会条例

(28)　五島市国民保護協議会条例

(29)　五島市障害支援区分認定審査会条例

(30)　五島市自主制作番組審議会条例

(31)　五島市地域福祉計画策定委員会条例

(32)　五島市老人ホーム入所判定委員会条例

(33)　五島市水道施設整備事業評価委員会条例

(34)　五島市教育振興協議会条例

(35)　五島市次世代育成支援行動計画策定委員会条例

(36)　五島市医療提供体制のあり方検討委員会条例

(37)　五島市食育推進会議条例

(38)　五島市子ども・子育て会議条例

(39)　五島市いじめ問題調査委員会条例

(40)　五島市行政不服審査会条例

(41)　五島市奨学生審議委員会条例

(42)　五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例

（五島市住居表示に関する条例の一部改正）

7　五島市住居表示に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（五島市住居表示審議会への諮問）

第５条　住居表示に関する法律に基づく住居表示を実施するため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市住居表示審議会に諮問するものとする。

第６条から第１０条までを削り、第１１条を第６条とする。

（五島市児童遊園条例の一部改正）

8　五島市児童遊園条例の一部を次のように改正する。

第９条を次のように改める。

（五島市児童遊園運営協議会への諮問）

第９条　児童遊園の適正な管理運営を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市児童

遊園運営協議会に諮問するものとする。

第１０条から第１４条までを削り、第１５条を第１０条とする。

（五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例の一部改正）

９　五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「第１５条」を「五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）」に改める。

第１５条から第２０条までを削り、第２１条を第１５条とする。

（五島市国民健康保険条例の一部改正）

１０　五島市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第２条及び第３条を次のように改める。

（協議会）

第２条　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１条第２項に規定する協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第３条　削除

（五島市介護保険条例の一部改正）

１１　五島市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第２条及び第３条を次のように改める。

（介護認定審査会）

第２条　法第１４条に規定する介護認定審査会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第３条　削除

（五島市勤労福祉センター条例の一部改正）

１２　五島市勤労福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第１９条及び第２０条を次のように改める。

（五島市働く婦人の家運営委員会への諮問）

第１９条　働く婦人の家の適正な運営を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市働く婦人の家運営委員会に諮問するものとする。

（五島市勤労青少年ホーム運営委員会への諮問）

第２０条　勤労青少年ホームの適正な運営を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例に規定する五島市勤労青少年ホーム運営委員会に諮問するものとする。

第２１条から第２７条までを削り、第２８条を第２１条とする。

（五島市企業立地及び雇用促進条例の一部改正）

１３　五島市企業立地及び雇用促進条例の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（五島市企業立地雇用促進審議会への諮問）

第１３条　工場等の設置の促進を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市企業立地雇用促進審議会に諮問するものとする。

第１４条から第１９条までを削り、第２０条を第１４条とする。

（五島市立学校給食共同調理場条例の一部改正）

１４　五島市立学校給食共同調理場条例の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（五島市立学校給食共同調理場運営委員会への諮問）

第５条　共同調理場の適正かつ円滑な運営のため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市立学校給食共同調理場運営委員会に諮問するものとする。

第６条から第１１条までを削り、第１２条を第６条とする。

（五島市公民館条例の一部改正）

１５　五島市公民館条例の一部を次のように改正する。

第１５条を次のように改める。

（五島市公民館運営審議会への諮問）

第１５条　公民館の適正な運営を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市公民館運営審議会に諮問するものとする。

第１６条から第２１条までを削り、第２２条を第１６条とする。

（五島市立図書館条例の一部改正）

１６　五島市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第１０条を次のように改める。

（五島市立図書館協議会への諮問）

第１０条　図書館の適正な運営を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市立図書館協議会に諮問するものとする。

第１１条から第１５条までを削り、第１６条を第１１条とする。

（五島市五島観光歴史資料館条例の一部改正）

１７　五島市五島観光歴史資料館条例の一部を次のように改正する。

第１６条を次のように改める。

（五島市五島観光歴史資料館運営委員会への諮問）

第１６条　資料館の適正な運営を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市五島観光歴史資料館運営委員会に諮問するものとする。

第１７条から第２１条までを削り、第２２条を第１７条とする。

（五島市文化財保護条例の一部改正）

１８　五島市文化財保護条例の一部を次のように改正する。

第１７条を次のように改める。

（五島市文化財保護審議会への諮問）

第１７条　文化財を適正に保存し、及び活用するため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市文化財保護審議会に諮問するものとする。

第１８条から第２３条までを削り、第２４条を第１８条とし、第２５条を第１９条とする。

（五島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部改正）

１９　五島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部を次のように改正する。

第６条中「五島市消防賞じゅつ金等審査委員会」を「五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市消防賞じゅつ金等審査委員会」に改め、第７条から第１２条までを削り、第１３条を第７条とする。

（五島市安全・安心まちづくり推進条例の一部改正）

２０　五島市安全・安心まちづくり推進条例の一部を次のように改正する。

第９条を次のように改める。

（五島市安全・安心まちづくり推進協議会への諮問）

第９条　安全で安心なまちづくりを推進するため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市安全・安心まちづくり推進協議会に諮問するものとする。

第１０条から第２０条までを削る。

（五島市景観条例の一部改正）

２１　五島市景観条例の一部を次のように改正する。

目次中「第３章　市民による景観づくり（第１４条・第１５条）
第４章　五島市景観審議会（第１６条―第２２条）
第５章　雑則（第２３条）」を「第３章　市民による景観づくり（第１４条・第１５条）
第４章　雑則（第１６条）」に改める。

第５条第４項中「五島市景観審議会」を「五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第　号）に規定する五島市景観審議会（以下「五島市景観審議会」という。）」に改める。

第４章を削る。

第５章中第２３条を第１６条とし、同章を第４章とする。

（五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正）

２２　五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成１６年五島市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

行政改革推進委員会委員	5,600円			行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額

」を「

まち・ひと・しごと創生推進会議委員	5,600円			行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額
行政改革推進委員会委員	5,600円			

」に改め、

」

同表障がい者福祉計画策定協議会委員の項中「障がい者福祉計画策定協議会委員」を「自立支援協議会委員」に改め、同表介護認定審査会委員の項の次に次のように加える。

福祉有償運送運営協議会委員	5,600円		
地域包括ケアシステム連絡協議会委員	5,600円		
地域包括支援センター等運営協議会委員	5,600円		

別表第１農業振興協議会委員の項中「農業振興協議会委員」を「農業振興地域整備計画審議会委員」に改め、同表青果卸売市場整備促進協議会委員の項を削り、同表農村地域工業等導入促進審議会委員の項の次に次のように加える。

農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会委員	5,600円		
人・農地プラン検討会委員	5,600円		

別表第１水産業振興協議会委員の項を削り、同表福江港整備促進委員会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員	5,600円		

別表第１景観審議会委員の項の次に次のように加える。

文化的景観整備活用委員会委員	5,600円		

別表（第２条、第３条、第４条、第５条関係）

執行機関	附属機関（設置根拠法令）	所掌事務	定数	任期
市長	五島市まち・ひと・しごと創生推進会議	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの策定に関する事項 (2)　まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条第	３０人以内	２年

	１項の規定に基づく五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関する事項 (3)　その他まち・ひと・しごと創生に関する事項		
五島市行政改革推進委員会	五島市の行政改革の推進に関する重要事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１０人以内	２年
五島市自主制作番組審議会	自主制作番組の基準の策定及び変更並びに自主制作番組の審査について調査審議し、又は意見を述べること。	１０人以内	２年
五島市地籍調査推進委員会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　地籍調査の普及、啓発等に関する事項 (2)　道路、水路、堤とう、溝敷及び畦畔の帰属に関する調査基準の決定に関する事項 (3)　一筆地調査の作業実施計画に関する事項 (4)　境界の紛争に係る調停に関する事項 (5)　一筆地調査の立会いに関する事項 (6)　その他地籍調査の実施に関し市長が必要と認める事項	地籍調査を実施する区域ごとに１６人以内	１年
五島市有財産評価委員会	財産の取得、処分、交換、使用又は貸付けをする場合における財産の価格又は使用料金若しくは貸付料金の評定に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	６人以内	２年
五島市行政不服審査会 （行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下この項において「法」という。）第８１条第２項）	法に基づく審査請求に関する必要な事項について調査審議すること。	事件ごとに５人以内	委嘱又は任命を受けた日から諮問された事件に関する調査審議が終了するまで
五島市情報公開・個人情報保護審査会	(1)　情報公開条例第１７条第１項、個人情報保護条例第３９条第１項及び特定個人情報保護条例第３８条第１項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議すること。	５人以内	２年

		(2)　個人情報保護条例第６条第３項第５号、第７条第２項第８号及び第３項ただし書、第８条第２項第７号並びに第９条第２項の規定により意見を述べること。 (3)　第１号に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度について、実施機関に対し、意見を述べること。		
	五島市住居表示審議会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）に基づく住居表示の実施に関する事項 (2)　町の区域及びその名称の変更並びに町の区域の新設についての重要事項	１５人以内	委嘱又は任命を受けた日から諮問された事案に関する審査が終了するまで
	五島市議員報酬及び特別職給料審議会	議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定に関する必要な事項について審議すること。	１０人以内	委嘱又は任命を受けた日から諮問された事案に関する審査が終了するまで
	五島市交通安全対策会議（交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）第１８条第１項）	五島市交通安全計画の作成及び実施の推進並びに市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その施策の実施を推進すること。	１５人	委嘱又は任命を受けた日から諮問された事案に関する審査が終了するまで
	五島市交通安全対策協議会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　交通道徳の高揚に関する事項 (2)　交通安全思想の普及に関する事項 (3)　安全運転の確保に関する事項 (4)　交通安全施設の整備に関する事項 (5)　交通事故被害者の救済に関する事項 (6)　その他交通安全に必要な事項	２２人以内	２年
	五島市安全・安心まちづくり推進協議会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　地域安全まちづくり活動に関する事項	２０人以内	２年

	(2)　学校等における児童等の安全の確保に関する事項 (3)　犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備に関する事項 (4)　前３号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項		
五島市いじめ問題調査委員会（いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下この項において「法」という。）第３０条第２項）	法第２８条第１項に規定する調査結果について調査審議すること。	５人以内	２年
五島市防災会議（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第１項）	五島市地域防災計画の作成及び実施の推進並びに五島市の地域に係る防災に関する重要事項について審議すること。	４２人以内	２年
五島市国民保護協議会（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第３９条第１項）	武力攻撃事態等における五島市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について調査審議し、又は意見を述べること。	４２人以内	委嘱又は任命を受けた日から諮問された事案に関する審査が終了するまで
五島市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１条第２項）	次に掲げる事項について調査審議すること。 (1)　一部負担金の負担割合に関する事項 (2)　保険税の賦課方法に関する事項 (3)　保険給付の種類及び内容に関する事項 (4)　保健事業の実施大綱の策定に関する事項 (5)　その他国民健康保険事業運営に関する重要事項	１２人	３年

五島市立社会福祉施設民間移譲先選定委員会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　移譲先となるべき社会福祉法人（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第３１条の規定による許可を受ける予定のものを含む。以下「移譲先」という。）の選定に係る審査要領の作成に関する事項 (2)　応募提案書の審査に関する事項 (3)　移譲先の選定に関する事項 (4)　前３号に掲げるもののほか、社会福祉施設の民間移譲に関し必要と認める事項	１０人以内	２年（市長が特に必要と認める者については、委嘱を受けた日から諮問された事案に関する審査が終了するまで）
五島市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法第１０７条の規定に基づく五島市地域福祉計画の策定及び変更並びに進ちょく状況並びにその他地域福祉の推進に必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	８人以内	２年
五島市次世代育成支援行動計画策定委員会	次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第８条第１項に基づく五島市次世代育成支援行動計画の策定及び変更並びに進ちょく状況について調査審議し、又は意見を述べること。	１０人以内	２年
五島市子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下この項において「法」という。）第７７条第１項）	法第７７条第１項に基づく子ども・子育て支援に関する必要な事項について調査審議すること。	１０人以内	２年
五島市民生委員推薦会（民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）第８条）	民生委員・児童委員の選任について審査すること。	１４人以内	３年
五島市児童遊園運営協議会	児童遊園の適正な管理運営方針に関する必要な事項について調査審議すること。	１２人以内	２年
五島市老人福祉計画・介護保険	老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づく五島市老人福祉計画及び	２０人以内	２年

事業計画策定協議会	介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく五島市介護保険事業計画の策定等について審議し、又は意見を述べること。		
五島市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第１１条第１項第１号及び第２号の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所の措置の要否の判定及び入所の措置の変更について調査審議し、又は意見を述べること。	５人以内	２年
五島市自立支援協議会（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第３６条第４項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項）	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　地域における障害者等への支援体制の整備状況、課題等に関する事項 (2)　関係機関による障害者の支援に関するネットワークの構築に関する事項 (3)　障害福祉サービス事業の中立性及び公平性の確保に関する事項 (4)　障害福祉計画等の具体化に向けた協議、進捗状況の把握等に関する事項 (5)　権利擁護及び虐待に関する事項 (6)　障害のある人に対する差別の禁止に関する事項 (7)　前各号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に関する事項	１５人以内	２年
五島市障害支援区分認定審査会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項において「法」という。）第１５条）	法第１５条の規定に基づき、申請に係る障害者等の障害支援区分認定に関する審査及び判定を行うとともに、介護給付費等の支給の要否の決定等について調査審議すること。	１０人以内	２年
五島市生活支援ハウス利用者判定委員会	生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの利用者の判定に関する必要な事項について審議し、又は意見を述べること。	５人以内	２年
五島市介護認定審査会（介護保険法（	法第２７条から第３５条まで及び第３７条に規定する要介護認定及び要支援認定の審査及び判定をすること。	４０人以内	２年

以下この項において「法」という。）第１４条）			
五島市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４９条第２号に規定する福祉有償運送に関する事項及び協議会の運営方法その他の福祉有償運送に関して必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	６人以内	２年
五島市地域包括ケアシステム連絡協議会	市が推進する地域包括ケアシステムの構築に必要な事項について審議し、又は意見を述べること。	６０人以内	２年
五島市地域包括支援センター等運営協議会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　五島市地域包括支援センターの運営及び事業内容の評価等に関する事項 (2)　地域密着型サービスのサービス事業者の指定等に関する事項 (3)　五島市認知症初期集中支援チームの活動に関する事項	１３人以内	２年
五島市保健対策推進協議会	市民の健康づくり対策の総合的推進に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１５人以内	２年
五島市食育推進会議 （食育基本法（平成１７年法律第６３号）第３３条第１項）	五島市食育推進計画の実施の推進及び食育の推進に関する重要事項について審議し、食育の推進に関する施策の実施を推進すること。	１５人以内	２年
五島市立診療所運営協議会	市立診療所の円滑な運営に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１５人以内	２年
五島市医療提供体制のあり方検討委員会	五島市における医療提供体制のあり方に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１５人以内	２年
五島市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第５条又は第６条の規定に基づく予防接種による健康被害に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	４人	２年
五島市男女共同参画審議会	五島市男女共同参画計画の策定及び計画に基づき実施する施策並びに男女共	１０人以内	２年

	同参画に関する重要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。		
五島市廃棄物処理施設環境対策審議会	廃棄物処理施設の設置、管理、運営等に関する重要事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１５人以内	２年
五島市農業振興地域整備計画審議会	農業振興地域整備計画の一部変更のうちの農用地利用計画の変更（随時変更及び軽微な変更を除く。）に関することについて調査審議し、又は意見を述べること。	１５人以内	３年
五島市農村地域工業等導入促進審議会（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和４６年法律第１１２号）第１４条第２項）	農村地域への工業等の導入に関する実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１０人以内	２年
五島市農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会	農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条に基づく農業経営改善計画又は同法第１４条の４に基づく青年等就農計画の審査、認定基準への適否の判定その他計画認定に関する必要な事項について調査審議すること。	５人以内	２年
五島市人・農地プラン検討会	五島市人・農地プランに関する必要な事項について調査審議すること。	１５人以内	２年
五島市企業立地雇用促進審議会	工場等の設置の促進に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１２人以内	２年
五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会	市が交付する雇用機会拡充支援事業補助金の交付の対象となる候補者の選定について審査し、又は意見を述べること。	６人以内	２年
五島市営住宅入居者選考委員会	市営住宅の入居者選考に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１０人以内	２年
五島市福江港整備促進委員会	福江港の整備及び利用に関し必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１２人以内	２年

五島市空家等対策協議会 （空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下この項において「法」という。）第７条第１項）	次に掲げる事項について調査審議すること。 (1)　法第６条第１項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項 (2)　法第１３条に規定する空家等及び空家等の跡地の活用に関する事項 (3)　法第１４条第１項に規定する助言及び指導、同条第２項に規定する勧告、同条第３項に規定する命令及び同条第９項の規定による代執行に関する事項 (4)　その他空家等対策の推進に関する事項	１５人以内	２年
五島市都市計画審議会 （都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７７条の２第１項）	次に掲げる事項について調査審議すること。 (1)　市長が定める都市計画に関する事項 (2)　県知事が定める都市計画について市が提出する意見に関する事項 (3)　その他市長が都市計画に関し必要と認める事項	１３人以内	２年
五島市景観審議会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　景観法（平成１６年法律第１１０号。以下この項において「法」という。）第８条第１項に規定する景観計画の策定及び変更並びに法第１６条第１項各号に掲げる行為の届出に関する事項 (2)　文化的景観地区及び景観重要地区の指定、変更及び廃止に関する事項 (3)　法第１６条第３項に規定する勧告に関する事項 (4)　法第１７条第１項に規定する命令に関する事項 (5)　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び指定の解除に関する事項 (6)　前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関し必要な事項	１０人以内	２年
五島市文化的景観整備活用委員会	次に掲げる事項について調査審議すること。 (1)　重要文化的景観保存活用計画及び整備活用計画の内容及び計画の実施	１５人以内	２年

		に関する事項 (2)　重要文化的景観の選定区域内で実施される公共事業等の整備事業における工法等に関する事項 (3)　重要文化的景観の選定の実現に向けた必要な事項 (4)　その他重要文化的景観の価値保全のための整備又は地域活性の目的を達成するために必要な事項		
	五島市青少年問題協議会 （地方青少年問題協議会法（昭和２８年法律第８３号）第１条）	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項 (2)　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期すために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項 (3)　五島市少年センターの運営事務につき必要な事項	２１人以内	２年
	五島市消防賞じゅつ金等審査委員会	賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の支給について審査すること。	５人	委嘱又は任命を受けた日から諮問された事案に関する審査が終了するまで
教育委員会	五島市教育振興協議会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定による教育振興基本計画の策定に関する事項 (2)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事項	７人以内	２年
	五島市奨学生審議委員会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　奨学資金の貸与又は給付の申込みの審査に関する事項 (2)　奨学資金の貸与又は給付の停止又は廃止の審査に関する事項 (3)　奨学資金返還の確保に関する事項	７人	２年

	(4)　その他教育委員会が必要と認めて付議する事項		
五島市就学支援委員会	教育上特別の配慮を要する児童生徒等の就学支援に関する事項について調査、審議、総合的判断及び助言を行い、必要に応じて総合的判断報告書を作成すること。	１２人以内	１年
五島市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べること。 (1)　五島市生涯学習推進構想の具体的実践に関する事項 (2)　生涯学習推進のための情報交換に関する事項 (3)　関係機関の連絡及び調整に関する事項 (4)　その他生涯学習に関する事項	２０人以内	２年
五島市社会教育委員（社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下この項において「法」という。）第１５条）	法第１７条の規定による社会教育に関する諸計画の立案その他必要な事項について研究調査し、又は意見を述べること。	２０人以内	２年
五島市公民館運営審議会（社会教育法（以下この項において「法」という。）第２９条第１項）	法第２９条第２項の規定に基づく公民館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	公民館ごとに２０人以内	２年
五島市文化財保護審議会（文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下この項において「法」という。）第１９０条第１項）	法第１９０条第３項の規定に基づく文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、又は意見を述べること。	１０人以内	２年
五島市立学校給食共同調理場運営委員会	五島市立学校給食共同調理場条例第２条に規定する共同調理場の運営に関する重要な事項について審議し、調査し	共同調理場ごとに１	２年

		、及び研究し、又は意見を述べること。	５人以内（五島市立福江学校給食センターは、２４人以内）	
	五島市働く婦人の家運営委員会	働く婦人の家の適正な運営に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	８人以内	２年
	五島市勤労青少年ホーム運営委員会	勤労青少年ホームの適正な運営に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	８人以内	２年
	五島市五島観光歴史資料館運営委員会	資料館の適正な運営に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を述べること。	８人以内	２年
	五島市立図書館協議会（図書館法（昭和２５年法律第１１８号。以下この項において「法」という。）第１４条第１項）	法第１４条第２項の規定に基づく図書館の行う図書館奉仕について調査審議し、又は意見を述べること。	５人以内	２年
水道事業管理者	五島市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備事業の事前評価及び再評価について調査審議し、又は意見を述べること。	７人以内	２年

（提案理由）

内部規程により設置している審議会等のうち必要なものを新たに附属機関として位置づけるほか、原則として全ての附属機関の設置等について一括して規定することに伴い、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第７１号

五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和３年９月８日

五島市長　野　口　市太郎

五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

五島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成１６年五島市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

附則第３項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(感染症防疫作業従事者手当の特例)」を付し、同項を次のように改める。

３　職員が、次に掲げる作業に従事したときは、感染症防疫作業従事者手当を支給する。この場合において、第２条第４号の規定は適用しない。

(1)　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるもの

(2)　新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、市長が定めるもの

附則に次の１項を加える。

４　前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第１号の作業　３，０００円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業にあっては、４，０００円）

(2)　前項第２号の作業　１，０００円（新型コロナウイルス感染症の患者又は

その疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、１，５００円）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の附則第３項及び附則第４項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当について適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して感染症防疫作業従事者手当を支給することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第７２号

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和３年９月８日

五島市長　野　口　市太郎

五島市税条例の一部を改正する条例

五島市税条例（平成１６年五島市条例第７５号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第３４条の７第１項中「含む」を「含み、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」に改め、「関する寄附金」の次に「（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）」を加える。

第３６条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。

附則第５条第１項中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第６条中「令和４年度」を「令和９年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第３４条の７第１項の改正規定及び附則第６条の改正規定　令和４年１月１日

(2)　第２４条第２項及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第５条第１項の改正規定　令和６年１月１日

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第３４条の７第１項の規定は、所得割の納税義務者が令和４年１月１日以後に支出する同項各号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した同項各号に規定する寄附金又

は金銭については、なお従前の例による。

２　この条例による改正後の第２４条第２項、第３６条の３の３第１項及び附則第５条第１項の規定は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例を延長するなど、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第７３号

五島市立保育事業所条例の一部改正について

五島市立保育事業所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和３年９月８日

五島市長　野　口　市太郎

五島市立保育事業所条例の一部を改正する条例

五島市立保育事業所条例（平成２７年五島市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表玉之浦へき地保育所の項を削り、同表中川へき地保育所の項中「中川へき地保育所」を「玉之浦地区へき地保育所」に改める。

第３条第１項中「保育事業所（嵯峨島へき地保育所及び奈留さくら保育所を除く。以下この条において同じ。）」を「玉之浦地区へき地保育所」に改め、同条第２項及び第３項中「保育事業所」を「玉之浦地区へき地保育所」に改める。

第５条第１項中「午前８時３０分」を「午前８時」に、「午後４時」を「午後５時」に改める。

第１０条第２項中「保育事業所（嵯峨島へき地保育所及び奈留さくら保育所を除く。）」を「玉之浦地区へき地保育所」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の第２条第２項の表に規定する玉之浦地区へき地保育所に係る入所の手続その他の入所児童の決定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

玉之浦地区の玉之浦へき地保育所及び中川へき地保育所を統合すること等に伴い、

所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第７４号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　福江辺地
（辺地の人口　３，２５３人、面積　３．４７ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町、赤島町、黄島町

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市末広町１番１０

（３）辺地度点数　　１３７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

市道福江１９７号線、市道外壕線及び市道大波止・城山線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても利用されている。しかし、これらの路線は、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備及び歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道堀端・新二番町線は、国道３８４号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	472,900	0	472,900	462,900

合　　計		472,900	0	472,900	462,900

議案第７５号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

大荒辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　大荒辺地
（辺地の人口　２，４６６人、面積　３．２１ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市大荒町
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市大荒町４１８番
（３）辺地度点数　　１４９点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

市道福江３０号線は、小田地区と吉久木地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この路線は、一部の区間の幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	50,000	0	50,000	42,000
合計		50,000	0	50,000	42,000

議案第７６号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

野々切辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　野々切辺地
（辺地の人口　５５９人、面積　３．１６ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市野々切町

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市野々切町２９８６番１

（３）辺地度点数　　２０８点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅密集地であるが、防火水槽が設置されておらず、今後の水利不足が懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	16,267	2,765	13,502	13,458
合計		16,267	2,765	13,502	13,458

議案第７７号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

高田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　高田辺地

（辺地の人口　２３６人、面積　３．６１ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市高田町

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市高田町１７４４番１

（３）辺地度点数　　１９４点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

市道本山８１号線は、蓮寺地区と野中地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	71,000	0	71,000	68,700
合計		71,000	0	71,000	68,700

議案第７８号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

長峰辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　長峰辺地
（辺地の人口　５２人、面積　１０．６０ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市富江町長峰
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市富江町長峰５０９番
（３）辺地度点数　　３８４点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
琴石３号線の前田１号橋は、琴石地区の集落内を流れる琴石川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁及び支承の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
令和３年度から令和７年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	24,187	16,416	7,771	7,766
合計		24,187	16,416	7,771	7,766

議案第７９号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

岐宿辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　岐宿辺地
（辺地の人口　９９７人、面積　４．７０ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市岐宿町岐宿

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市岐宿町岐宿２４３１番１

（３）辺地度点数　　２３０点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

国民健康保険岐宿歯科診療所のパノラマレントゲン装置は平成１３年に、デンタルレントゲン装置は平成１５年に設置したものである。しかし、いずれも設置後１７年以上が経過しており、老朽化による故障が頻繁に発生しているため、今後の診療に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たにパノラマレントゲン装置及びデンタルレントゲン装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	五島市	12,811	6,400	6,411	6,400
合計		12,811	6,400	6,411	6,400

議案第８０号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

船廻辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　船廻辺地
（辺地の人口　１９２人、面積　４．１９ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市奈留町泊、奈留町船廻

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市奈留町船廻４８１番５

（３）辺地度点数　　２６７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

市道船廻～汐池線は、浦地区と汐池地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を実施し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名	主体	事業費	財源内訳 特定財源	財源内訳 一般財源	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
道路施設	五島市	60,000	0	60,000	60,000
合計		60,000	0	60,000	60,000

議案第８１号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成２９年９月２９日に議決された平蔵辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　平蔵辺地
（辺地の人口　６１０人、面積　５．７３ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市平蔵町
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市平蔵町３３５６番１
（３）辺地度点数　　１７７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
市道浦頭・樫ノ浦線は、県道河務・福江線と樫ノ浦地区とを結ぶ生活道路として利用されている。また、樫ノ浦漁港ではマグロの養殖が行われており、大型貨物自動車等の通行が増加している。しかし、この道路は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
平成２９年度から令和３年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名	区分 事業 主体	事業費	財源内訳 特定財源	財源内訳 一般財源	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
道路施設	五島市	359,500	0	359,500	340,700
合計		359,500	0	359,500	340,700

〈議案第８１号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　平蔵辺地
（辺地の人口　６１０人、面積　５．７３ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市平蔵町
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市平蔵町３３５６番１
（３）辺地度点数　　１７７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
市道浦頭・樫ノ浦線は、県道河務・福江線と樫ノ浦地区とを結ぶ生活道路として利用されている。また、樫ノ浦漁港ではマグロの養殖が行われており、大型貨物自動車等の通行が増加している。しかし、この道路は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
平成２９年度から令和３年度　まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五　島　市	359,500	0	359,500	340,700
合　　計		359,500	0	359,500	340,700

変　　更　　前

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　平蔵辺地
（辺地の人口　６１０人、面積　５．７３ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市平蔵町
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市平蔵町３３５６番１
（３）辺地度点数　　１７７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
市道浦頭・樫ノ浦線は、県道河務・福江線と樫ノ浦地区とを結ぶ生活道路として利用されている。また、樫ノ浦漁港ではマグロの養殖が行われており、大型貨物自動車等の通行が増加している。しかし、この道路は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
平成２９年度から平成３３年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五　島　市	260,900	0	260,900	260,900
合　　計		260,900	0	260,900	260,900

議案第８２号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和２年１０月１３日に議決された上大津辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　上大津辺地
（辺地の人口　２，１９７人、面積　４．２３ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市上大津町
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市上大津町１９３番２０
（３）辺地度点数　　１４４点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

（道路施設）

市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民及び観光客の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

（消防施設）

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に防火水槽が設置されておらず、消火活動時における水利の不足が懸念される。このようなことから防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和２年度から令和６年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340
消防施設	五島市	16,007	2,721	13,286	13,242
合計		19,347	2,721	16,626	16,582

〈議案第８２号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　上大津辺地
（辺地の人口　２，１９７人、面積　４．２３ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市上大津町
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市上大津町１９３番２０
（３）辺地度点数　　１４４点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
（道路施設）
市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民及び観光客の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。。
（消防施設）
この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に防火水槽が設置されておらず、消火活動時における水利の不足が懸念される。このようなことから防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
令和２年度から令和６年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340
消防施設	五島市	16,007	2,721	13,286	13,242
合計		19,347	2,721	16,626	16,582

変　　更　　前

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　上大津辺地
（辺地の人口　２，１９７人、面積　４．２３ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市上大津町
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市上大津町１９３番２０
（３）辺地度点数　　１４４点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民及び観光客の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。。

３．公共的施設の整備計画
令和２年度から令和６年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340
合計		3,340	0	3,340	3,340

議案第８３号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和元年９月２７日に議決された木場辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　木場辺地

（辺地の人口　２，５５５人、面積　１．２１ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市木場町

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市木場町２５８番１

（３）辺地度点数　　１５２点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

（消防施設）

この地区の防火水槽の設置予定地の周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に消火栓及び防火水槽が設置されておらず、直近の消火栓から２００ｍ以上の距離があること、及び当該区域に消防車両が進入できる道路がないことから、当該区域で火災が発生した際に迅速かつ効果的な消火活動を実施できないことが懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

（道路施設）

市道福江１２６号線は、市営木場住宅と市道中野・壱本木線とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この路線は、幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、車両及び歩行者の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和元年度から令和５年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	16,236	2,743	13,493	13,479
道路施設	五島市	52,500	0	52,500	35,000
合計		68,736	2,743	65,993	48,479

〈議案第８３号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　木場辺地

（辺地の人口　２，５５５人、面積　１．２１ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市木場町

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市木場町２５８番１

（３）辺地度点数　　１５２点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

（消防施設）

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、緑丘小学校に近く、住宅が増え続けているが、付近に消火栓及び防火水槽が設置されておらず、直近の消火栓からは２００ｍ以上の距離がある。その上、当該区域に消防車両が進入できる道路がなく、迂回道路もないことから、当該区域において火災が発生した際に、迅速かつ効果的な消火活動を実施できないことが懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能とし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

（道路施設）

市道福江１２６号線は、市営木場住宅と市道中野・壱本木線とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この路線は、幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、車両及び歩行者の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和元年度から令和５年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	16,236	2,743	13,493	13,479
道路施設	五島市	52,500	0	52,500	35,000

変　　更　　前

総　合　整　備　計　画　書

長崎県五島市　　木場辺地

（辺地の人口　２，５５５人、面積　１．２１ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市木場町

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市木場町２５８番１

（３）辺地度点数　　１５２点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、緑丘小学校に近く、住宅が増え続けているが、付近に消火栓及び防火水槽が設置されておらず、直近の消火栓からは２００ｍ以上の距離がある。その上、当該区域に消防車両が進入できる道路がなく、迂回道路もないことから、当該区域において火災が発生した際に、迅速かつ効果的な消火活動を実施できないことが懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能とし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和元年度から令和５年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	16,236	2,743	13,493	13,479

合　　計		68,736	2,743	65,993	48,479

合　　計		16,236	2,743	13,493	13,479

議案第８４号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和３年３月２９日に議決された盈進辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第３次変更）

長崎県五島市　　盈進辺地
（辺地の人口　１，３６３人、面積　８．００ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、富江町山下、富江町山手

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市富江町黒瀬２４３番２

（３）辺地度点数　　２３１点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

市道富江～山下線は、国道３８４号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道丸子３号線の薮田橋は、丸子地区の集落内を流れる丸子川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁及び支承の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和元年度から令和５年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	26,742	16,416	10,326	10,322
合計		26,742	16,416	10,326	10,322

〈議案第８４号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後

総　合　整　備　計　画　書（第３次変更）

長崎県五島市　　盈進辺地
（辺地の人口　１，３６３人、面積　８．００ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、富江町山下、富江町山手
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市富江町黒瀬２４３番２
（３）辺地度点数　　２３１点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
市道富江～山下線は、国道３８４号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。
市道丸子３号線の薮田橋は、丸子地区の集落内を流れる丸子川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁及び支承の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
令和元年度から令和５年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	26,742	16,416	10,326	10,322
合計		26,742	16,416	10,326	10,322

変　　更　　前

総　合　整　備　計　画　書（第２次変更）

長崎県五島市　　盈進辺地
（辺地の人口　１，３６３人、面積　８．００ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、富江町山下、富江町山手
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市富江町黒瀬２４３番２
（３）辺地度点数　　２３１点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
市道富江～山下線は、国道３８４号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
令和元年度から令和５年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	2,555	0	2,555	2,555
合計		2,555	0	2,555	2,555

議案第８５号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成３０年３月２２日に議決された田尾・繁敷辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第２次変更）

長崎県五島市　　田尾・繁敷辺地
（辺地の人口　１４１人、面積　１５．３０ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市富江町田尾、富江町繁敷
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市富江町田尾１３７２番１
（３）辺地度点数　　２３７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

市道田尾１号線の寺田２号橋は、田尾地区の集落内を流れる山名川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後４０年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道田尾１号線の山田１号橋は、田尾地区の集落内を流れる田尾川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後４０年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道繁敷２号線の馬込１号橋は、繁敷地区の集落内を流れるカニ畑川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁及び支承の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

平成２９年度から令和３年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	42,961	29,256	13,705	13,367

合　　計		42,961	29,256	13,705	13,367

〈議案第８５号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後

総　合　整　備　計　画　書（第２次変更）

長崎県五島市　　田尾・繁敷辺地
（辺地の人口　１４１人、面積　１５．３０ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名　　長崎県五島市富江町田尾、富江町繁敷
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市富江町田尾１３７２番１
（３）辺地度点数　　２３７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
市道田尾１号線の寺田２号橋は、田尾地区の集落内を流れる山名川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後４０年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。
市道田尾１号線の山田１号橋は、田尾地区の集落内を流れる田尾川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後４０年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。
市道繁敷２号線の馬込１号橋は、繁敷地区の集落内を流れるカニ畑川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁及び支承の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
平成２９年度から令和３年度　まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	42,961	29,256	13,705	13,367

変　　更　　前

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　田尾・繁敷辺地
（辺地の人口　１４１人、面積　１５．３０ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名　　長崎県五島市富江町田尾、富江町繁敷
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市富江町田尾１３７２番１
（３）辺地度点数　　２３７点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
市道田尾１号線の寺田２号橋は、田尾地区の集落内を流れる山名川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後４０年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。
市道田尾１号線の山田１号橋は、田尾地区の集落内を流れる田尾川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後４０年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
平成２９年度から平成３３年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	18,774	12,840	5,934	5,600

合　　計		42,961	29,256	13,705	13,367

合　　計		18,774	12,840	5,934	5,600

議案第８６号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和２年１０月１３日に議決された玉之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第２次変更）

長崎県五島市　　玉之浦辺地
（辺地の人口　４７８人、面積　１４．５０ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市玉之浦町玉之浦
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市玉之浦町玉之浦６３２番３
（３）辺地度点数　　２５３点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

（道路施設）

市道大瀬崎２号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

（診療施設）

国民健康保険玉之浦診療所の心電計は、平成２１年に購入したものである。しかし、購入後１１年が経過し、老朽化に伴う故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理ができない状況である。現在、他施設の心電計を借用し、診察に使用しているが、借用している心電計も購入後２１年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、心電計を更新することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦診療所のデジタルＸ線画像読取装置は、平成２１年に購入したものである。しかし、購入後１２年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、デジタルＸ線画像読取装置を更新することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦歯科診療所では、患部を切開する際の止血作業に時間を要している状況である。このようなことから切開と止血を同時に行うことができる手術機器であるオペレーザーを整備することで、地域医療の充実を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

平成３０年度から令和４年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		特定財源	一般財源	

道路施設	五 島 市	8,600	0	8,600	8,600
診療施設	五 島 市	8,921	4,440	4,481	4,400
合　　計		17,521	4,440	13,081	13,000

〈議案第８６号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後	変　　更　　前
総　合　整　備　計　画　書（第２次変更） 長崎県五島市　　玉之浦辺地 （辺地の人口　４７８人、面積　１４．５０ｋ㎡） １．辺地の概況 （１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市玉之浦町玉之浦 （２）地域の中心の位置　　長崎県五島市玉之浦町玉之浦６３２番３ （３）辺地度点数　　２５３点 ２．公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道大瀬崎２号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 （診療施設） 国民健康保険玉之浦診療所の心電計は、平成２１年に購入したものである。しかし、購入後１１年が経過し、老朽化に伴う故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理ができない状況である。現在、他施設の心電計を借用し、診察に使用しているが、借用している心電計も購入後２１年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、心電計を更新することで、地域医療の充実を図るものである。 国民健康保険玉之浦診療所のデジタルＸ線画像読取装置は、平成２１年に購入したものである。しかし、購入後１２年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、デジタルＸ線画像読取装置を更新することで、地域医療の充実を図るものである。 国民健康保険玉之浦歯科診療所では、患部を切開する際の止血作業に時間を要している状況である。このようなことから切開と止血を同時に行うことができる手術機器であるオペレーザーを整備することで、地域医療の充実を図るものである。 ３．公共的施設の整備計画	総　合　整　備　計　画　書（第１次変更） 長崎県五島市　　玉之浦辺地 （辺地の人口　４７８人、面積　１４．５０ｋ㎡） １．辺地の概況 （１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市玉之浦町玉之浦 （２）地域の中心の位置　　長崎県五島市玉之浦町玉之浦６３２番３ （３）辺地度点数　　２５３点 ２．公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道大瀬崎２号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 （診療施設） 国民健康保険玉之浦診療所の心電計は、平成２１年に購入したものである。しかし、購入後１１年が経過し、老朽化に伴う故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理ができない状況である。現在、他施設の心電計を借用し、診察に使用しているが、借用している心電計も購入後２１年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、心電計を更新することで、地域医療の充実を図るものである。 ３．公共的施設の整備計画

平成３０年度から令和４年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五　島　市	8,600	0	8,600	8,600
診療施設	五　島　市	8,921	4,440	4,481	4,400
合　　計		17,521	4,440	13,081	13,000

平成３０年度から令和４年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五　島　市	8,600	0	8,600	8,600
診療施設	五　島　市	880	440	440	400
合　　計		9,480	440	9,040	9,000

議案第８７号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和３年３月２９日に議決された荒川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第２次変更）

長崎県五島市　　荒川辺地
（辺地の人口　２７６人、面積　２５.６０ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町布浦、玉之浦町頓泊

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市玉之浦町荒川２７９番１１

（３）辺地度点数　　２８９点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

（林道）

林道丸山線の丸山線１号橋は、七岳川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後５４年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の交通の安全及び林業の活性化を図るものである。

林道丹奈線周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な桧又は杉の人工林が全体の約７割を占めているが、林道の一部において路面浸食が著しく、車両等の通行に支障を来しているため、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

（道路施設）

市道荒川３号線の上川橋Ａは、荒川地区の集落内を流れる上ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、床版に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の床版の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

平成３０年度から令和４年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	29,200	14,600	14,600	14,600
道路施設	五島市	4,600	0	4,600	4,600

合　　計		33,800	14,600	19,200	19,200

〈議案第８７号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後

総　合　整　備　計　画　書（第２次変更）

長崎県五島市　　荒川辺地
（辺地の人口　２７６人、面積　２５．６０ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名　　長崎県五島市玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町布浦、玉之浦町頓泊
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市玉之浦町荒川２７９番１１
（３）辺地度点数　　２８９点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
（林道）
林道丸山線の丸山線１号橋は、七岳川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後５４年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の交通の安全及び林業の活性化を図るものである。
林道丹奈線周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な桧又は杉の人工林が全体の約７割を占めているが、林道の一部において路面浸食が著しく、車両等の通行に支障を来しているため、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。
（道路施設）
市道荒川３号線の上川橋Ａは、荒川地区の集落内を流れる上ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、床版に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の床版の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
平成３０年度から令和４年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	29,200	14,600	14,600	14,600
道路施設	五島市	4,600	0	4,600	4,600

変　　更　　前

総　合　整　備　計　画　書（第１次変更）

長崎県五島市　　荒川辺地
（辺地の人口　２７６人、面積　２５．６０ｋ㎡）

１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名　　長崎県五島市玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町布浦、玉之浦町頓泊
（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市玉之浦町荒川２７９番１１
（３）辺地度点数　　２８９点

２．公共的施設の整備を必要とする事情
（林道）
林道丸山線の丸山線１号橋は、七岳川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後５４年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の交通の安全及び林業の活性化を図るものである。
（道路施設）
市道荒川３号線の上川橋Ａは、荒川地区の集落内を流れる上ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、床版に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の床版の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

３．公共的施設の整備計画
平成３０年度から令和４年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	17,200	8,600	8,600	8,600
道路施設	五島市	4,600	0	4,600	4,600

合　　計		33,800	14,600	19,200	19,200

合　　計		21,800	8,600	13,200	13,200

議案第８８号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和３年３月２９日に議決された濱ノ畔辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

（別紙）

総　合　整　備　計　画　書（第２次変更）

長崎県五島市　　濱ノ畔辺地

（辺地の人口　１，６２８人、面積　１０．５３ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称　　長崎県五島市三井楽町濱ノ畔

（２）地域の中心の位置　　長崎県五島市三井楽町濱ノ畔１０３０番５

（３）辺地度点数　　２１３点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

（道路施設）

市道里釜裏線は、国道３８４号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道浜窄線は、国道３８４号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

（診療施設）

国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成１７年に設置したものである。しかし、設置後１５年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成２２年に設置したものである。しかし、設置後１０年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿

分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和２年度から令和６年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市	20,306	2,200	18,106	18,100
合計		49,854	2,200	47,654	47,648

〈議案第８８号参考〉総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変　　更　　後	変　　更　　前
総　合　整　備　計　画　書（第２次変更） 長崎県五島市　　濱ノ畔辺地 （辺地の人口　１，６２８人、面積　１０．５３ｋ㎡） １．辺地の概況 （１）辺地を構成する町又は字の名　　長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 （２）地域の中心の位置　　長崎県五島市三井楽町濱ノ畔１０３０番５ （３）辺地度点数　　２１３点 ２．公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道里釜裏線は、国道３８４号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道浜窄線は、国道３８４号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 （診療施設） 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成１７年に設置したものである。しかし、設置後１５年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。 国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成２２年に設置したものである。しかし、設置後１０年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。	総　合　整　備　計　画　書（第１次変更） 長崎県五島市　　濱ノ畔辺地 （辺地の人口　１，６２８人、面積　１０．５３ｋ㎡） １．辺地の概況 （１）辺地を構成する町又は字の名　　長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 （２）地域の中心の位置　　長崎県五島市三井楽町濱ノ畔１０３０番５ （３）辺地度点数　　２１３点 ２．公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道里釜裏線は、国道３８４号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道浜窄線は、国道３８４号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 （診療施設） 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成１７年に設置したものである。しかし、設置後１５年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

３．公共的施設の整備計画

令和２年度から令和６年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市	20,306	2,200	18,106	18,100
合計		49,854	2,200	47,654	47,648

３．公共的施設の整備計画

令和２年度から令和６年度まで　　５年間

（単位：千円）

区分 事業 施設名 主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市	15,400	1,100	14,300	14,300
合計		44,948	1,100	43,848	43,848

議案第８９号

過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

（提案理由）

過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第９０号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

１	工　事　名	本山小学校体育館新築工事（建築）
２	工 事 場 所	五島市堤町１３４１番地
３	契 約 の 方 法	一般競争入札
４	工事請負金額	３１９，１１０，０００円
５	工 事 請 負 人	五島市東浜町一丁目１８番６号 株式会社　松岡建設 代表取締役　松岡　孝博

（提案理由）

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年五島市条例第５０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第９１号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正１０年法律第５７号）第３条第１項の規定により次の公有水面の埋立てに関して、支障がない旨の意見を述べるものとする。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

位　　置	面　　積 （平方メートル）	用　　途	出　願　者
長崎県五島市小泊町１３３０番３の地先公有水面	３．０８	護岸敷及び物揚場敷	五　島　市

（提案理由）

公有水面埋立法第３条第１項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第４項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

３漁港許第２号
令和３年７月２８日

五島市長 様

長崎県知事 中村 法道

公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

このことについて、別添のとおり五島市から出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から4カ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課　管理班

電話 095(895)2853

五島市 受 3.7.28 付 3 五水産第779号

公 有 水 面 埋 立 免 許 願 書

令和３年６月２５日

長崎県知事　中村　法道　殿

出願人　所在地　長崎県五島市福江町１番１号
　　名　称　五島市

代表者　住　所　長崎県五島市東浜町３丁目５番28号
　　氏　名　五島市長　野口　市太郎

公有水面埋立法第２条第１項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、下記により、出願します。

長崎県
－3.6.30
3 漁港許第２号

記

１．埋立区域

(1) 位　　置

長崎県五島市小泊町1330番３の地先公有水面

(2) 区　　域

次の①の地点から③の地点までを順次結んだ線及び①の地点と③の地点を結ぶ令和２年秋分の満潮位(DL+3.00m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基　　点

長崎県五島市小泊町1330番５（物揚場）に真鍮鋲

北　緯　　32度38分43.09秒
東　経　　128度49分02.33秒

①の地点	基点から	295度37分04秒	18.13　mの地点
②の地点	①の地点から	276度40分32秒	2.34　mの地点
③の地点	②の地点から	276度41分00秒	0.76　mの地点

(3) 面　積　　3.08㎡

(4) 用　途　　護岸敷及び物揚場敷

２．埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位　　置

五島市小泊町1330番３及び同地先公有水面

(2) 区　　域

次の各地点を順次結んだ線及びイの地点二の地点を結んだ線により囲まれた区域

基　　点

埋立区域に同じ

イ の地点	基点から	275度44分33 秒	7.15	mの地点
ロ の地点	イ の地点から	276度40分34 秒	23.10	mの地点
ハ の地点	ロ の地点から	6度40分45 秒	16.00	mの地点
二 の地点	ハ の地点から	96度40分43 秒	23.10	mの地点

(3) 面　積　369.53㎡

３．設計の概要

（１）埋立地の地盤の高さ
D.L.+3.67m

（２）護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名称	種類	構造
護岸	護岸	コンクリート 天端高D.L.+3.67
E'物揚場	物揚場	コンクリート 天端高D.L.+3.67

（３）埋立てに関する工事の施行方法
①埋立工法
工事は埋立地であるE'物揚場上部にコンクリートを打設し嵩上げする工法をとる。

②埋立てに関する工事の施行順序
まず、E'物揚場側面にある係船環を撤去する。次に、上部工としてコンクリートを打設し、計画の地盤高に仕上げる。最後に、付属物を設置して、埋立に関する工事を竣功させる。

③埋立てに用いる土砂等の種類
コンクリート

（４）公共施設の配置及び規模の概要
該当なし

４．埋立てに関する工事の施行に要する期間
１年

５．添付図書の目録
（１）埋立必要理由書
（２）設計概要説明書
（３）資金計画書
（４）埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
（５）処分計画書
（６）環境保全に関し講じる措置を記載した図書
（７）公共施設の配置及び規模について説明した図書
（８）法第４条第３項の権利を有する者に関する調書
（９）公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
（10）埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
（11）直近３月以内に撮影した埋立区域等の写真
（12）添付図面

①一般平面図	１葉	S=1:25,000
②実測平面図	１葉	S=1:500
③求積平面図（埋立区域）	１葉	S=1:500
④求積平面図（施行区域）	１葉	S=1:500
⑤埋立地縦断面図	１葉	S=1:100
⑥埋立地横断面図	１葉	S=1:100
⑦埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	１葉	S=1:500
⑧海図	１葉	S=1:25,000
⑨字図	１葉	S=1:500

（13）その他参考図書
①潮位表

①一般平面図　S=1：25，000
五島市小泊町
五島市
犬山湖
高岳
埋立区域
施行区域
基点
北緯　32度38分43.09秒
東経　128度49分02.33秒
埋立区域
埋立てに関する工事の施行区域
年度　令和３年度
工事名　大浜漁港（大浜地区）農山漁村地域整備交付金事業
施工地　五島市小泊町
図面種類　①一般平面図
縮尺　S=1：25，000
図面番号　葉の内　号
課長　審査　設計　製図　浄写
長崎県五島市

⑨字　図

五島市　小泊町

埋　立　区　域

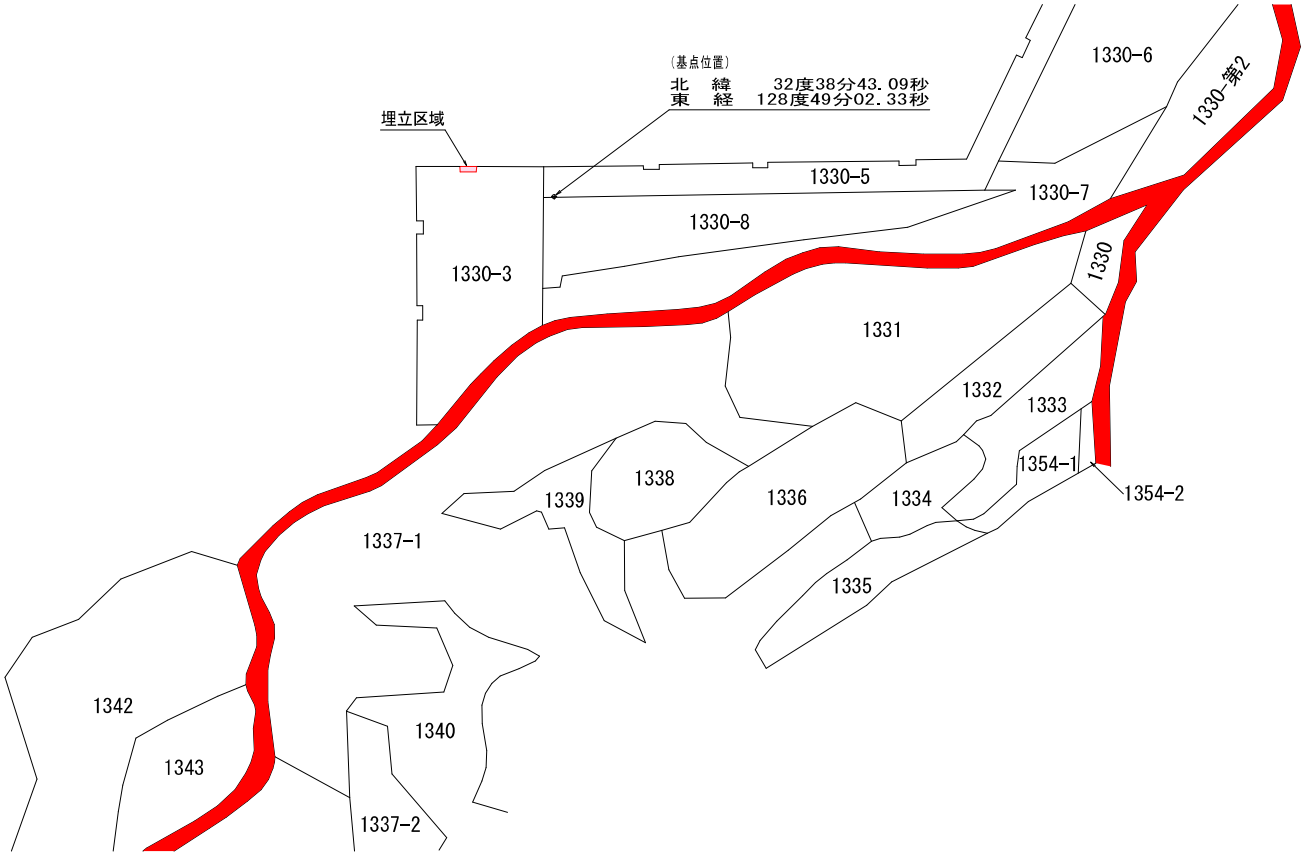

法　務　局	長崎地方法務局五島支局
複写年月日	令和３年５月２４日
複写人氏名	五島市役所　水産課 濱邊　義幸

年　　度	令和　３　年度				
工 事 名	大浜漁港（大浜地区） 農山漁村地域整備交付金事業				
施 工 地	五島市小泊町				
図面種類	⑨字　図				
縮　　尺	S=1:500				
図面番号	葉の内　号				
課　長	審　査	設　計	製　図	浄　写	
長崎県五島市					

③求積平面図（埋立区域）

五島市　小泊町

地　番	護岸敷			
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1−Yn−1)	距 離
P11	−39119.424	−64066.236	33916.540608	0.76
V4	−39119.336	−64066.987	24840.778360	1.00
V5	−39118.343	−64066.871	−33915.603381	0.76
P10	−39118.431	−64066.120	−24840.203685	1.00
		合　計	1.511902	
		合　計　面　積	0.7559510	
		地　積	0.75　㎡	

地　番	物揚場敷			
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1−Yn−1)	距 離
V2	−39118.703	−64063.796	−86374.096224	1.00
V3	−39119.696	−64063.912	95452.058240	2.34
P11	−39119.424	−64066.236	86375.688192	1.00
P10	−39118.431	−64066.120	−95448.971640	2.34
		合　計	4.678568	
		合　計　面　積	2.3392840	
		地　積	2.33　㎡	

埋　立　区　域		
護　岸　敷		0.75㎡
物　揚　場　敷		2.33㎡
計		3.08㎡

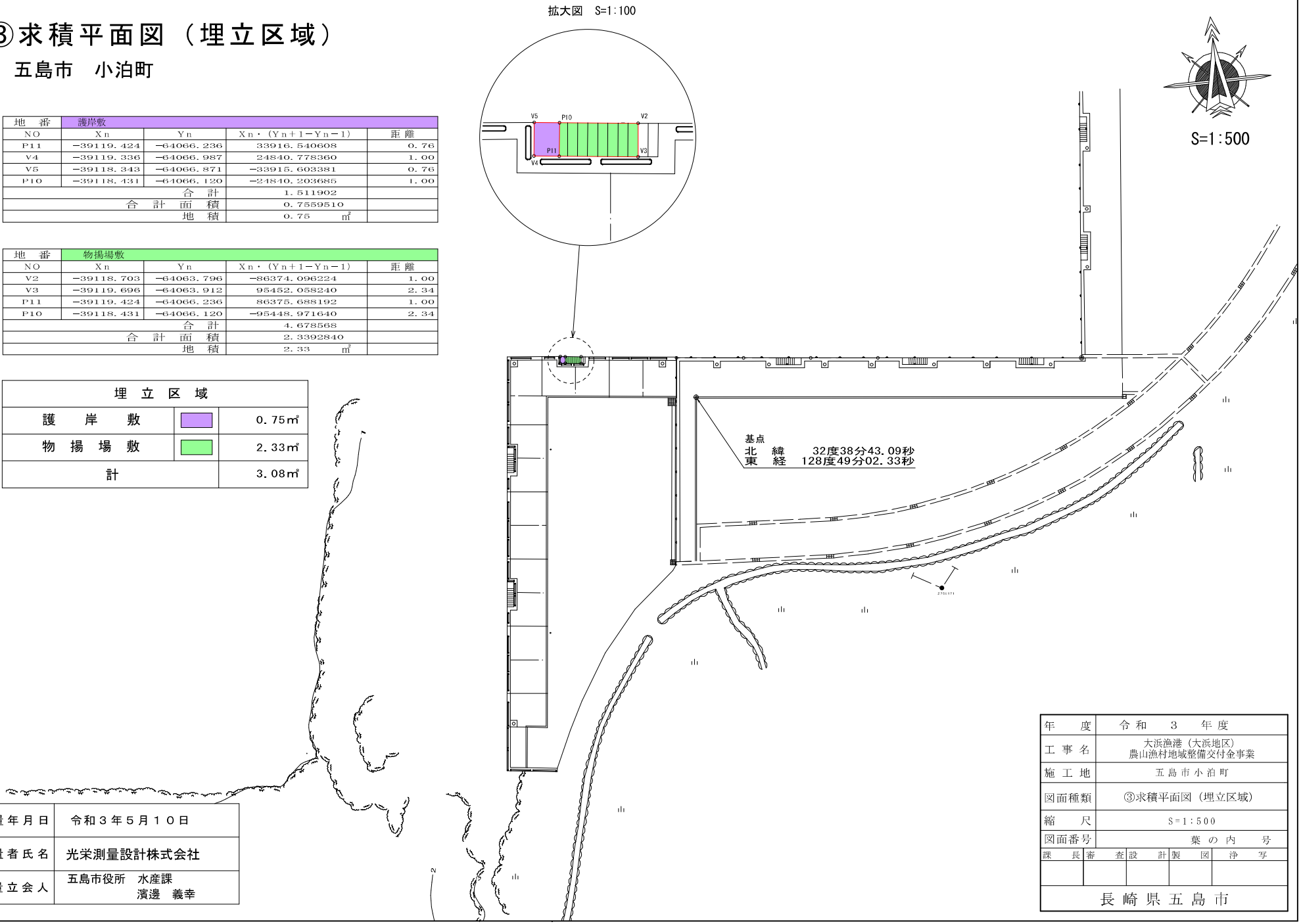

測量年月日	令和３年５月１０日
測量者氏名	光栄測量設計株式会社
測量立会人	五島市役所　水産課 濱邊　義幸

年　度	令和　３　年度				
工事名	大浜漁港（大浜地区） 農山漁村地域整備交付金事業				
施工地	五島市小泊町				
図面種類	③求積平面図（埋立区域）				
縮　尺	S=1:500				
図面番号	葉の内号				
課　長	審　査	設　計	製　図	浄　写	
長崎県五島市					

議案第９２号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９条の５第１項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第２６０条第１項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

位　　置	面積（平方メートル）	編入する区域
（１工区） 五島市岐宿町河務字畳平４６の２地先及び４７の５に隣接する道路地先	１０２．２０	
（２工区） 五島市岐宿町河務字畳平４２の４及び４６の２地先	１０．６７	字畳平
（３工区） 五島市岐宿町河務字畳平３９の３及び４２の４地先	２４８．０８	

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第９条の５第１項及び第２６０条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

長崎県指令２９港許第　　５号
長崎県指令２９河　第１５６号

竣　功　認　可　書

長　崎　県

令和３年３月３１日付で申請があった公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法（大正１０年法律第５７号）第２２条第１項に基づき下記のとおり認可する。

令和３年５月２６日

長崎県知事　中村　法道

記

１．埋立の場所

道路用地（１工区）	長崎県五島市岐宿町河務字畳平４７番５に隣接する里道から４６番２に至る地先
道路用地（２工区）	長崎県五島市岐宿町河務字畳平４６番２から４２番４に至る地先
道路用地（３工区）	長崎県五島市岐宿町河務字畳平４２番４から３９番３に至る地先

２．埋立地の用途
道路用地

３．竣功面積
３６０．９５平方メートル

＜議案第９２号参考＞

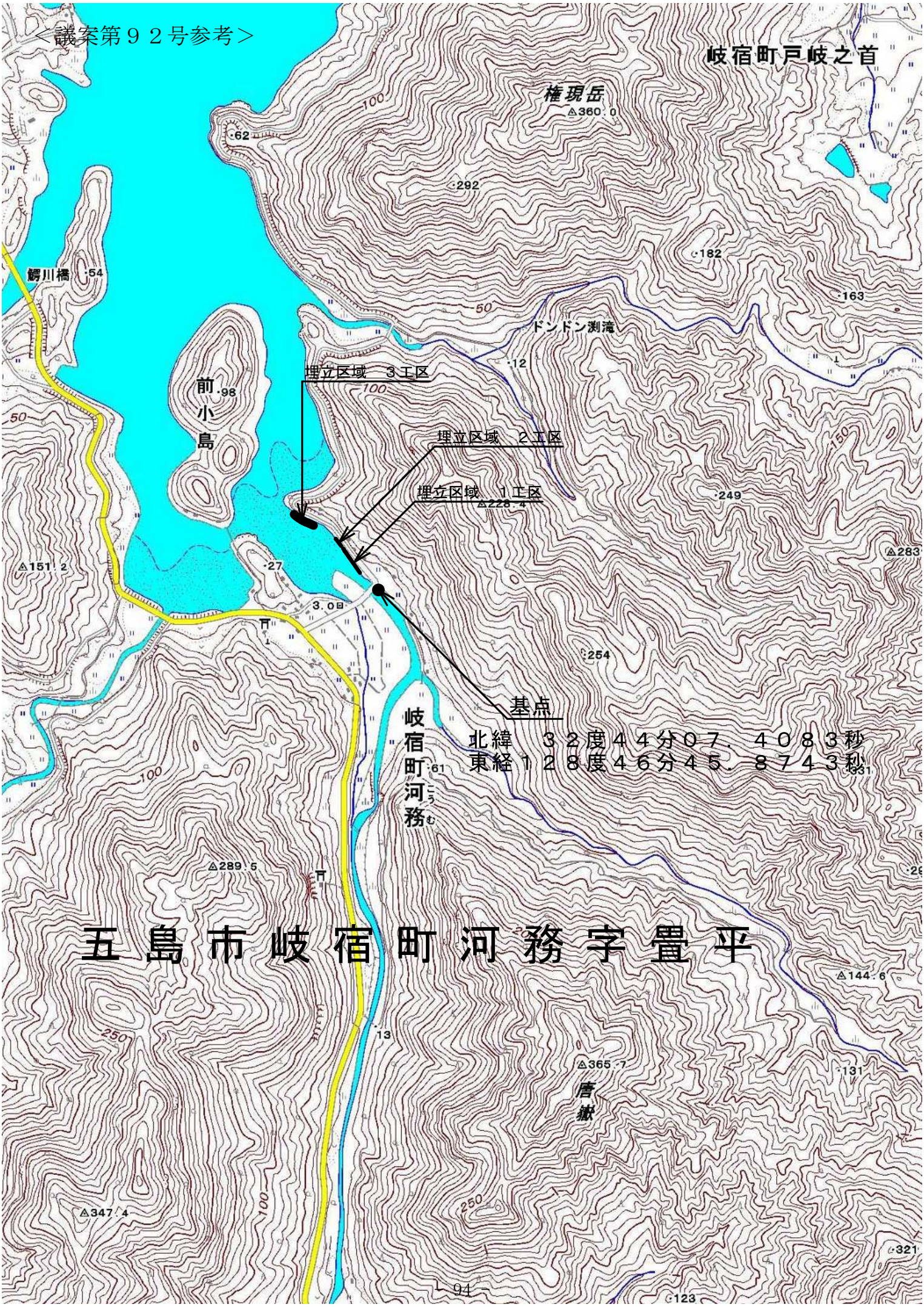
岐宿町戸岐之首
権現岳
△360.0
鰐川橋
前小島
ドンドン渕滝
埋立区域　３工区
埋立区域　２工区
埋立区域　１工区
基点
北緯　３２度４４分０７．４０８３秒
東経１２８度４６分４５．８７４３秒
岐宿町河務
五島市岐宿町河務字畳平
唐嶽

一般県道河務福江線道路改良工事 地図（14条地図） S=1:1000

五島市岐宿町河務

長崎県指令29港許第5号
長崎県指令29河第156号

基 点

北緯 ３２度４４分０７．４０８３秒
東経１２８度４６分４５．８７４３秒

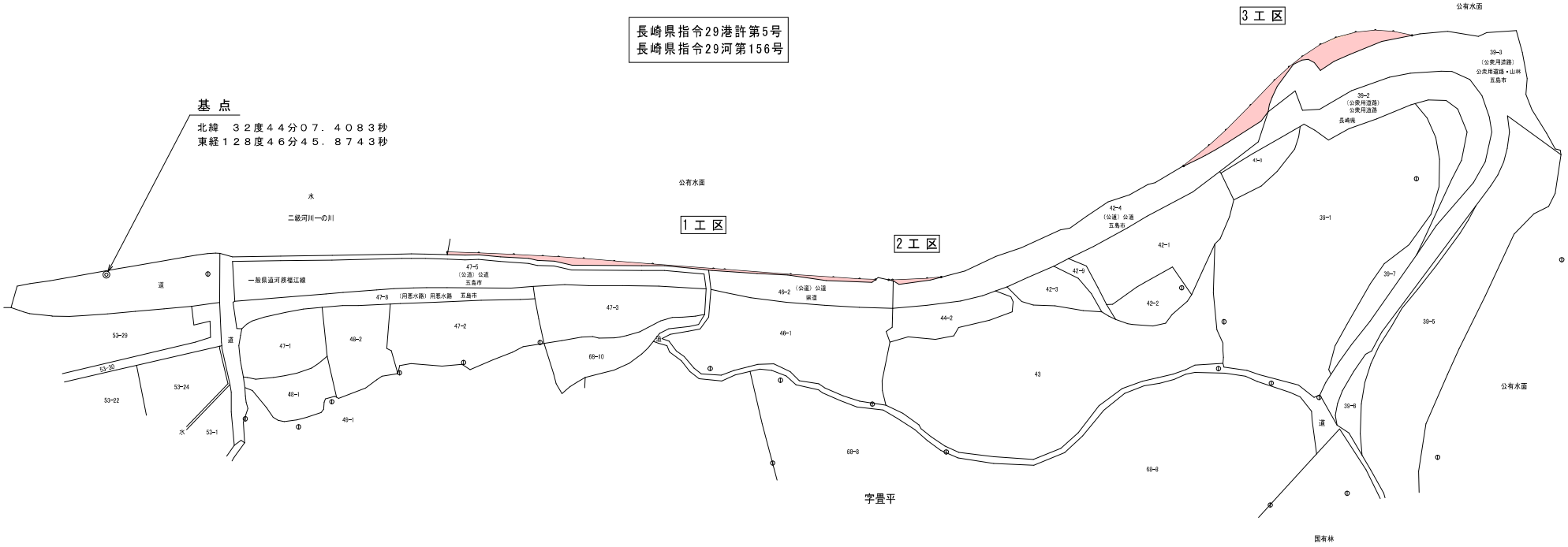

凡 例

埋立区域

地 図

測量者氏名	有限会社 睦測量 浦川 睦 認
立会者氏名	五島振興局建設部道路課 草野 達
測量年月日	令和 2年 1月24日
作成年月日	令和 2年 3月22日

字 図（１４条 地 図）

年 度	令和元年度
工 事 名	一般県道河務福江線埋立竣功図書作成業務
地 区 名	五島市岐宿町河務
施 設 名	
図面種類	字 図（14条地図）
施 尺	S=1:1000
図面番号	奥の内 号
長崎県五島振興局	

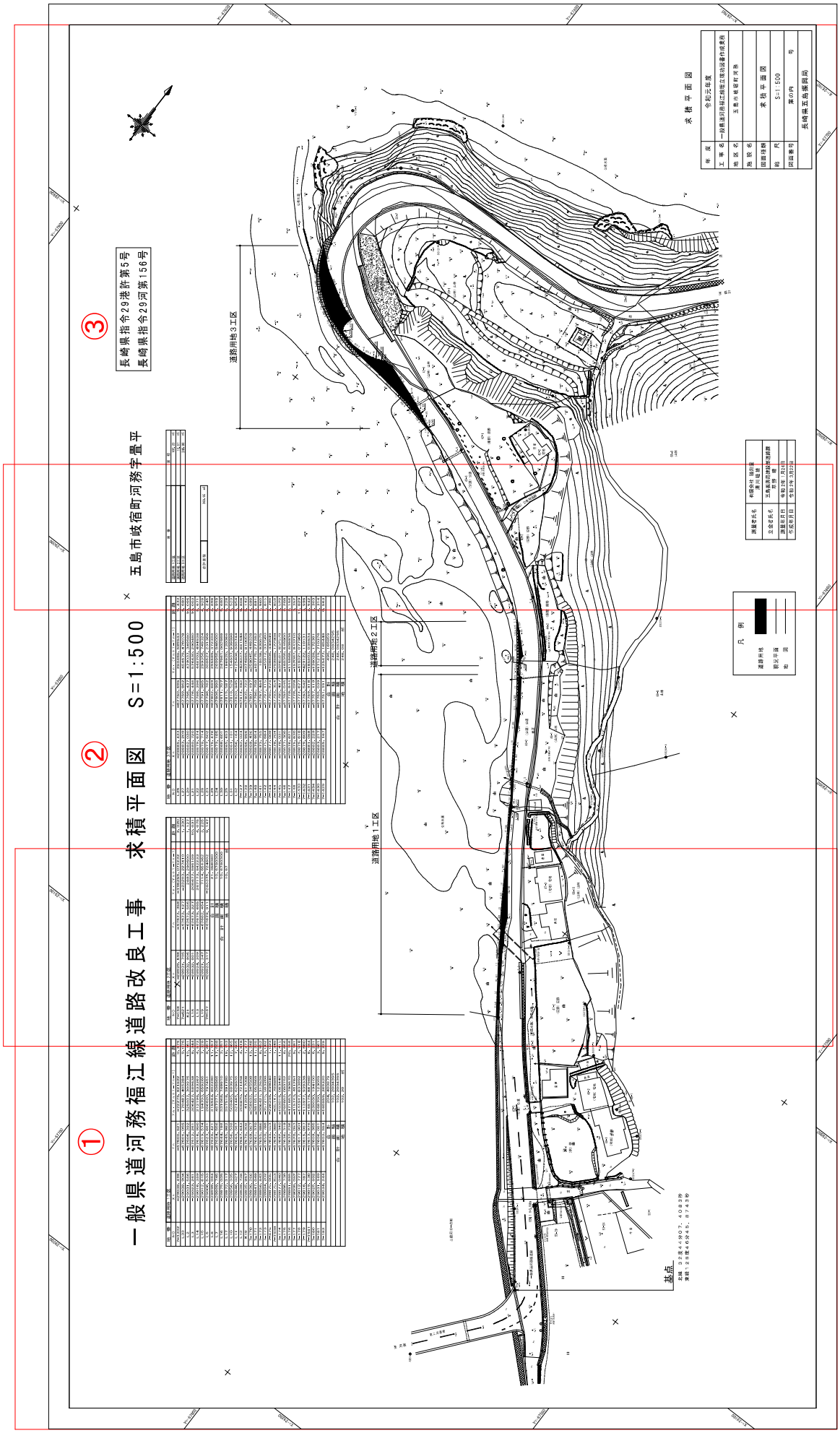
一般県道河務福江線道路改良工事　求積平面図　S＝1：500
①
②
③
五島市岐宿町河務字畳平
長崎県指令29港許第5号
長崎県指令29河第156号
道路用地1工区
道路用地2工区
道路用地3工区
求積平面図
令和元年度
一般県道河務福江線道路改良工事
五島市岐宿町河務
求積平面図
S＝1：500
長崎県五島振興局
凡例
基点

①

一般県道河務福江線道路改良工事　求

地　番	道路用地 1工区			
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1−Yn−1)	距 離
7−1332	−29038.498	−67600.521	−72276.821522	0.679
L33	−29038.904	−67601.065	170487.405384	9.076
L2	−29031.556	−67606.392	325037.300976	10.161
L3	−29023.261	−67612.261	306427.589638	8.344
L14	−29016.359	−67616.950	212196.633367	4.572
L15	−29012.615	−67619.574	194703.659265	7.328
L5	−29006.533	−67623.661	256620.797451	8.857
L6	−28999.064	−67628.421	315944.802280	11.157
L7	−28989.745	−67634.556	457371.206865	17.588
L16	−28975.035	−67644.198	331068.749910	3.251
L17	−28972.317	−67645.982	357518.391780	19.153
L10	−28956.335	−67656.538	503405.883975	12.365
L11	−28946.027	−67663.367	321445.629835	7.605
L12	−28939.738	−67667.643	200870.721458	4.618
K19	−28935.967	−67670.308	41204.817008	1.277
7−170	−28936.266	−67669.067	−258632.345508	13.248
7−171	−28947.049	−67661.370	−381551.052869	11.225
7−172	−28956.843	−67655.886	−306421.312626	8.952
7−173	−28964.202	−67650.788	−357215.503266	13.002
7−475	−28975.005	−67643.553	−2262336.839040	1.023
7−1938	−28975.853	−67642.980	−35147.709689	1.349
7−174	−28977.040	−67642.340	−193016.063440	11.415
7−175	−28986.738	−67636.319	−292882.000752	6.656
7−176	−28991.995	−67632.236	−471583.790670	20.156
7−177	−29008.052	−67620.053	−415743.401264	5.191
7−178	−29012.777	−67617.904	−144947.833892	4.918
7−179	−29016.787	−67615.057	−113977.939336	2.580
7−1941	−29019.130	−67613.976	−165176.887960	8.184
7−180	−29025.892	−67609.365	−230030.194100	6.231
7−181	−29031.169	−67606.051	−168700.123059	3.961
7−182	−29034.244	−67603.554	−160559.369320	5.225
		合　計	204.400879	
		面　積	102.2004395	
		合　計　面　積	102.2004395	
		地　積	102.20　㎡	

地　番	道路用地 2工区		
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1−Yn−1)
7−168	−28929.698	−67673.358	−196259.071232
7−621	−28931.705	−67673.127	−23203.227410
K21	−28932.906	−67672.556	2893.290600
L18	−28932.001	−67673.227	205677.595109
L13	−28924.309	−67679.665	267173.842233
L19	−28921.347	−67682.464	7114.651362
7−167	−28923.317	−67679.911	−263375.724602
		合　計	21.356060
		面　積	10.6780300
		合　計　面　積	10.6780300
		地　積	10.67　㎡

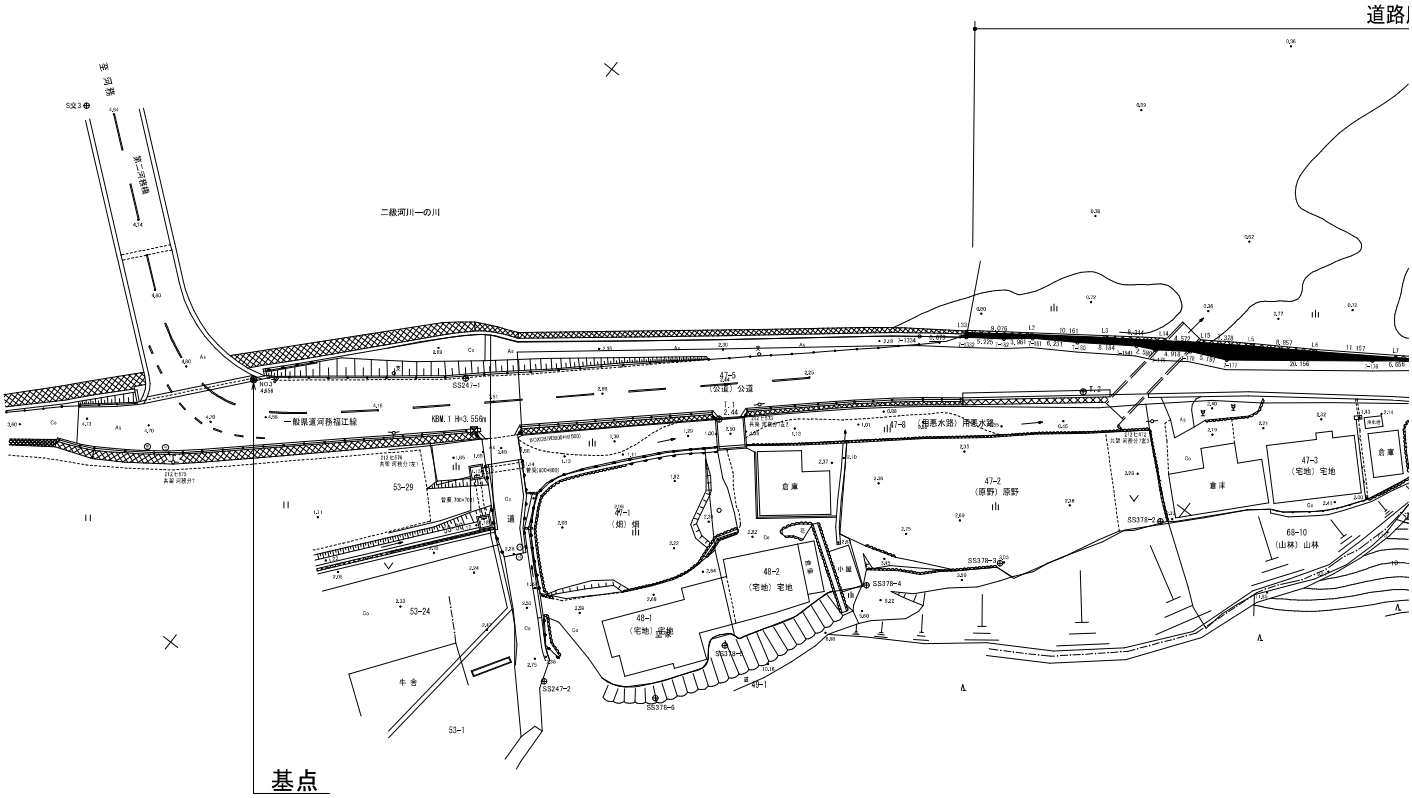

基点

北緯　３２度４４分０７．４０８３秒
東経１２８度４６分４５．８７４３秒

②

道路改良工事　求積平面図　S=1:500

五島市岐宿町河務字

地番	道路用地 2工区			
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1−Yn−1)	距離
7−168	−28929.698	−67673.358	−196259.071232	2.020
7−621	−28931.705	−67673.127	−23203.227410	1.330
K21	−28932.906	−67672.556	2893.290600	1.127
L18	−28932.001	−67673.227	205677.595109	10.031
L13	−28924.309	−67679.665	267173.842233	4.075
L19	−28921.347	−67682.464	7114.651362	3.225
7−167	−28923.317	−67679.911	−263375.724602	9.147
		合計	21.356060	
		面積	10.6780300	
		合計面積	10.6780300	
		地積	10.67 ㎡	

地番	道路用地 3工区			
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1−Yn−1)	距離
L26	−28885.433	−67750.695	250465.589543	9.433
L27	−28883.209	−67759.862	454679.476078	6.680
L20	−28882.030	−67766.437	479037.349580	10.096
L21	−28880.720	−67776.448	576430.290480	10.003
L22	−28879.674	−67786.396	448703.494938	5.671
L28	−28878.714	−67791.985	299356.749324	4.928
L23	−28877.502	−67796.762	308527.231368	6.245
L29	−28875.476	−67802.669	295569.372336	4.898
L24	−28873.185	−67806.998	260955.846030	5.918
L30	−28869.601	−67811.707	247961.002989	5.680
L25	−28865.453	−67815.587	196920.120366	5.228
L31	−28861.131	−67818.529	154637.939898	5.623
L32	−28856.164	−67820.945	−125408.888744	8.954
7−137	−28862.034	−67814.183	−439337.881548	9.808
7−138	−28866.996	−67805.723	−374866.810056	5.142
7−139	−28869.436	−67801.197	−259045.449228	4.699
7−140	−28870.954	−67796.750	−107775.271282	2.891
7−141	−28873.755	−67797.464	10538.920575	1.960
7−142	−28875.684	−67797.115	−45912.337560	1.815
7−143	−28877.009	−67795.874	−108606.430849	2.789
7−144	−28878.204	−67793.354	−299669.122908	7.859
7−145	−28878.031	−67785.497	−326581.652579	3.529
7−146	−28877.300	−67782.045	−160355.646900	2.208
7−147	−28876.621	−67779.944	−115968.509936	2.156
7−148	−28875.630	−67778.029	−152087.943210	3.352
7−1433	−28875.618	−67774.677	−418321.077966	11.829
7−1432	−28879.609	−67763.542	−429122.110131	3.996
7−1431	−28881.058	−67759.818	−185503.035534	2.942
7−1434	−28882.229	−67757.119	−138028.172391	2.303
7−1430	−28883.217	−67755.039	−171219.710376	4.314
7−1429	−28885.167	−67751.191	−125477.165448	0.563
		合計	496.169859	
		面積	248.0834295	
		合計面積	248.0834295	
		地積	248.08 ㎡	

地番	面
道路用地 1工区	
道路用地 2工区	
道路用地 3工区	

合計面積	360.95 ㎡

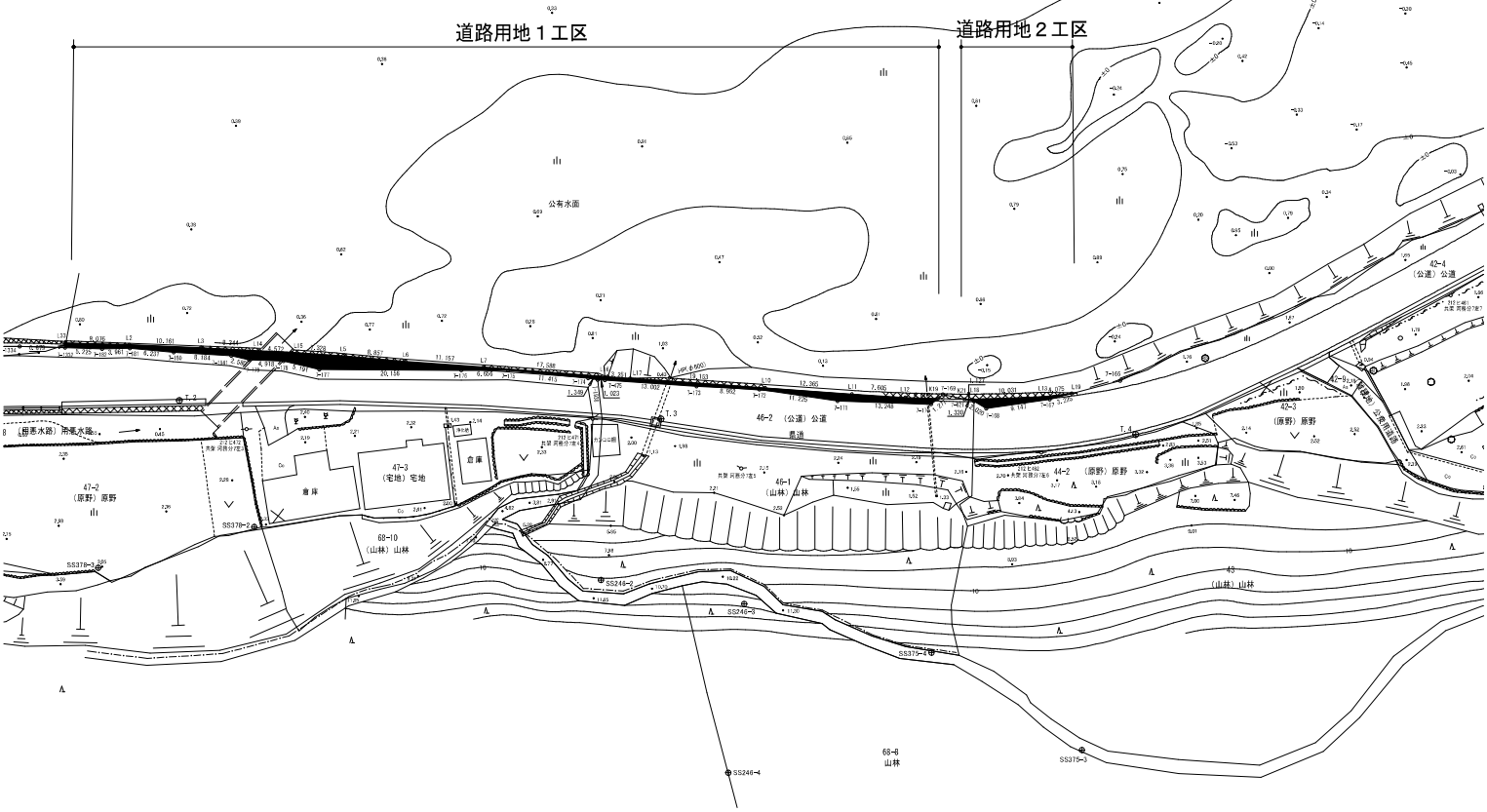

凡　例

道路用地	
現況平面	
地　図	

測量者氏名	有限会社　睦測量 清川睦雄
立会者氏名	五島振興局建設部 草野　睦
測量年月日	令和 2年 1月24日
作成年月日	令和 2年 3月22日

③

長崎県指令29港許第5号
長崎県指令29河第156号

五島市岐宿町河務字畳平

地　番	面　積
道路用地 1工区	102.20　㎡
道路用地 2工区	10.67　㎡
道路用地 3工区	248.08　㎡

合計面積	360.95　㎡

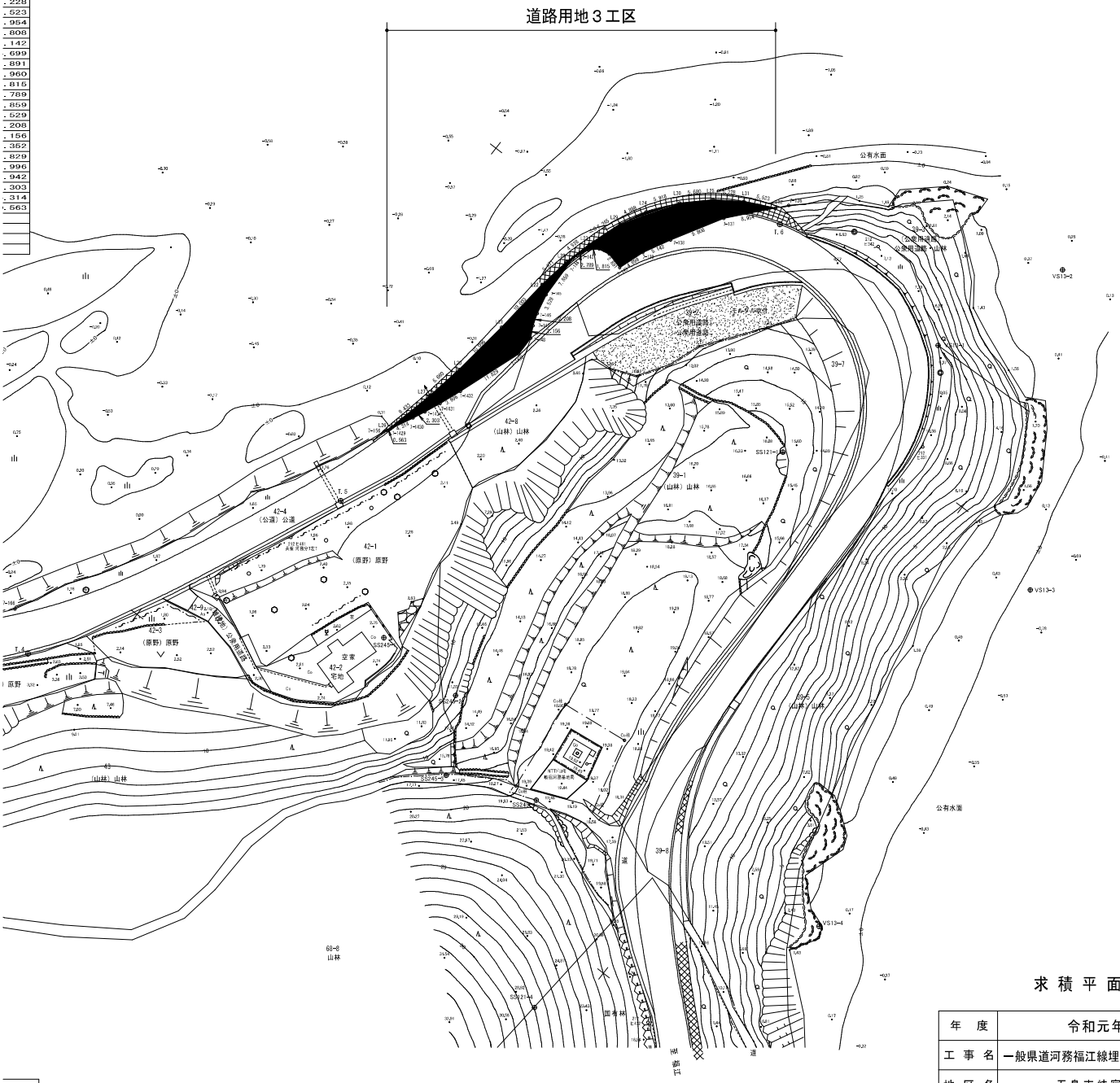

求 積 平 面 図

年　度	令和元年度
工 事 名	一般県道河務福江線埋立竣功図書作成業務
地 区 名	五島市岐宿町河務
施 設 名	
図面種類	求 積 平 面 図
縮　　尺	S=1：500
図面番号	葉の内　　号
長崎県五島振興局	

測量者氏名	有限会社 睦測量 清 川 睦 雄
立会者氏名	五島振興局建設部道路課 草 野　睦
測量年月日	令和 2年 1月24日
作成年月日	令和 2年 3月22日

議案第９３号

五島市教育委員会委員の任命について

次の者を五島市教育委員会委員に任命する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

住　　所　　五島市

ふりがな　みち　した　かず　ゆき
氏　　名　　道　　下　　和　　之

生年月日　　昭和５０年

（提案理由）

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

＜議案第９３号参考＞

略　歴

任　　期　　表

氏　　名	就　任　年　月　日	任期満了年月日	備　　考
杣　川　好　隆	平成２９年１０月２０日	令和　３年１０月１９日	
濱　村　悦　子	平成３０年１０月２０日	令和　４年１０月１９日	
坂　本　泰　蔵	令和　２年１０月２０日	令和　６年１０月１９日	
山　本　浅　子	令和　２年１０月２０日	令和　６年１０月１９日	

議案第９４号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

住　　所　　五島市

ふりがな　かわ　もと　すえ　と
氏　　名　　川　　元　　末　　人

生年月日　　昭和３０年

（提案理由）

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

＜議案第９４号参考＞

略　歴

任　　期　　表

氏　　名	就　任　年　月　日	任期満了年月日	備　　考
山　本　博　子	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
久　貝　広　紀	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	令和３年１月３１日辞任
松　本　政　樹	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
平　山　和　子	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
石　黒　則　子	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
赤　瀬　　博	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
村　上　やよい	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
松　下　　明	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
森　　繁　太	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	
山　田　　栄	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	
大　坪　京　子	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	

議案第９５号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

住　　所　　五島市

ふりがな　　しら　はま　ひさ　　き
氏　　名　　白　　濱　　寿　　喜

生年月日　　昭和３５年

（提案理由）

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

＜議案第９５号参考＞

略　歴

任　　期　　表

氏　　名	就　任　年　月　日	任期満了年月日	備　　考
山　本　博　子	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
久　貝　広　紀	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	令和３年１月３１日辞任
松　本　政　樹	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
平　山　和　子	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
石　黒　則　子	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
赤　瀬　　博	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
村　上　やよい	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
松　下　　明	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
森　　繁　太	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	
山　田　　栄	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	
大　坪　京　子	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	

議案第９６号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

住　　所　　五島市

ふりがな　　ふる　かわ　くに　　こ
氏　　名　　古　　川　　邦　　子

生年月日　　昭和３２年

（提案理由）

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

＜議案第９６号参考＞

略　歴

任　　期　　表

氏　　名	就　任　年　月　日	任期満了年月日	備　　考
山　本　博　子	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
久　貝　広　紀	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	令和３年１月３１日辞任
松　本　政　樹	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
平　山　和　子	平成３１年　１月　１日	令和　３年１２月３１日	
石　黒　則　子	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
赤　瀬　　博	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
村　上　やよい	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
松　下　　明	令和　２年　１月　１日	令和　４年１２月３１日	
森　　繁　太	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	
山　田　　栄	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	
大　坪　京　子	令和　３年　４月　１日	令和　６年　３月３１日	

報告第１５号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和３年９月８日提出

五島市長　野　口　市太郎

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和３年８月１１日

五島市長　野　口　市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について

交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

１　和解及び損害賠償の相手方　[redacted]

２　和解の趣旨

令和３年６月１５日、市の軽貨物自動車（長崎４１い９８５４）を運転していた本市富江支所職員が、五島市富江町富江１０９番１地先の市道富江～岳線上において、十分な確認をせず発進したことにより、後方から走行してきた軽乗用自動車（[redacted]）に接触し、同車両の左側ドア等を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

３　損害賠償の額　軽乗用自動車修理費　　３３２，０００円